

平成27年度商工観光労働行政 施策・予算の概要

平成27年4月

滋賀県商工観光労働部

目 次

1.	平成27年度商工観光労働行政施策・予算の概要	1
	平成27年度商工観光労働部施策の方針	3
	平成27年度商工観光労働部予算の概要	12
	予算総額	12
	予算科目別一覧	12
	予算所属別一覧	13
2.	平成27年度事業概要（当初予算分）	15
	商工政策課	16
	中小企業支援課	17
	モノづくり振興課	21
	（企業誘致推進室）	21
	労働雇用政策課	25
	女性活躍推進課	28
	観光交流局	30
3.	平成27年度事業概要（平成26年度補正予算分）	33
4.	平成27年度制度融資一覧表	61
5.	商工観光労働部行政機構	69
6.	商工観光労働部分掌事務	71
7.	商工観光労働部関係地方機関等	75
8.	商工観光労働部関係団体	77
9.	県内市町商工観光労働担当部課	81
	県内市町男女共同参画担当部課	
	統計資料	85

1. 平成27年度商工観光労働行政施策・予算の概要

平成27年度 商工観光労働部の施策の方針

平成27年度予算 223億円
 (平成26年度繰越予算 18億円)
 本 庁 1局5課1室 121人
 地方機関 5機関 101人

経営資源

世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる“滋賀発の産業・雇用”の創造

メッセージ

商工観光労働部は、「滋賀発の産業・雇用の創造」を実現するため、これからの産業を担う人材力を強化し、中小企業・小規模事業者の活性化を図るとともに、魅力あふれる観光を創造します。そのため、特に、女性の活躍を支援し、男性も女性もいきいきと働き、暮らせるよう取組を進めます。

基本構想

①子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現

②すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現

③滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造

⑤豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信

これからの産業を担う人材力の強化

- ・ キャリア教育等の推進
- ・ 若者および女性の活躍推進
- ・ 障害者および高齢者の活躍推進
- ・ 外国人材の活用

中小企業の活性化の推進

- ・ 企業の経営基盤の強化に対する支援
- ・ 創業および新事業創出の促進
- ・ 新たな価値や力を生み出す連携の推進
- ・ 企業の海外展開に対する支援
- ・ 地域資源の活用の促進

魅力あふれる観光の創造

- ・ 「滋賀・びわ湖ブランド」の取組推進
- ・ 特色あるツーリズムの展開
- ・ 海外からの誘客の推進

女性の活躍推進

- ・ 男女共同参画の推進
- ・ 女性の再就職の支援
- ・ 女性の起業の支援
- ・ 企業における女性の活躍推進

滋賀県産業振興ビジョン〔概要〕

第1 ビジョン策定の趣旨

- 1 ビジョン策定の背景・意義**
中長期的な視点から、「何を強みとして、どのような産業やビジネスモデルを成長の“エンジン”として振興し、さらに県内での経済循環をどのように促進していくのか」といった視点から産業振興のあり方を考え、戦略的に取組を図るため策定
- 2 ビジョンの県政における位置付け**
 - 本県における産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針
 - 「滋賀県基本構想」に基づく部門別計画の一つ
 - 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づく施策の展開とあいまって、本県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を目指すもの等
- 3 計画期間** 10年：平成27年度（2015年度）～平成36年度（2024年度）

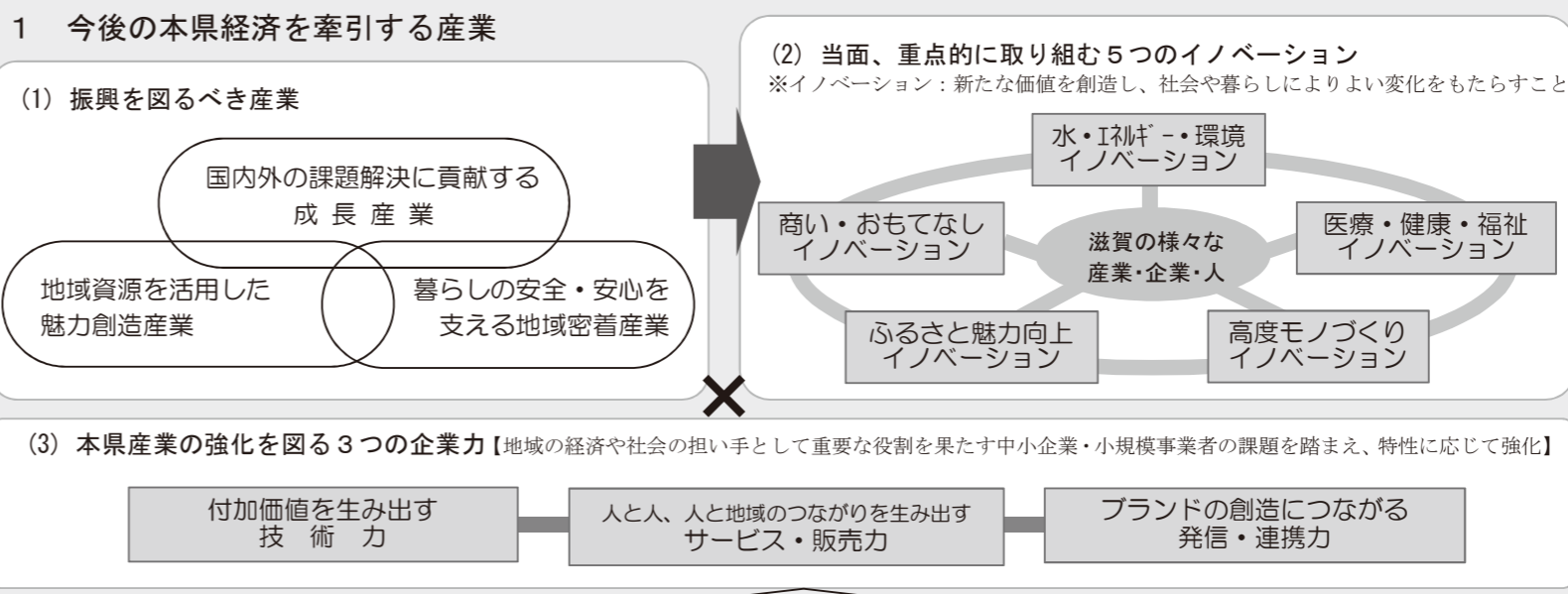
第2 本県産業の現状と課題

- 1 本県産業を取り巻く経済・社会情勢の変化**
 - (1) 国内の動向**
 - 人口減少と少子高齢化の進行
 - 製造業における海外現地生産比率の上昇
 - 東日本大震災を契機としたエネルギーをめぐる社会情勢の変化
 - 東京オリンピック・パラリンピック、本県での国民体育大会等の開催 等
 - (2) 世界の動向**
 - アジアをはじめとする新興国市場の拡大 等
 - (3) 国の成長戦略等における施策の方向**
 - 成長戦略の推進
 - 「小規模企業振興基本法」の施行
 - 地方創生の推進
- 2 本県の特徴と課題**
 - 豊かな自然環境と多くの歴史遺産・文化資産
 - 恵まれた地理的条件と広域交通基盤
 - 県内総生産に占める第二次産業の割合の高さ
 - 製造業のほとんどの業種が「域外需要産業」
 - 進む県内企業の海外事業展開
 - 受け継がれる「三方よし」の精神
 - 取引先との信頼関係と技術力を強みとする中小企業、一方、難しい人材の確保・育成
 - 様々な分野の大企業のマザー工場や研究所が多く立地
 - 多くの産地で厳しい状況にある地場産業
 - 減少傾向にある商業・サービス業の事業所数と従業者数
 - 若者を取り巻く厳しい雇用情勢
 - 女性の労働力率の低さと大きな潜在力
 - 豊富な地域資源、一方で、宿泊・滞在型観光の少なさ、ブランド力の弱さ
 - 教育研究機関が多数立地
 - 全国第1位のFTTH（光回線）世帯普及率 等

第3 産業振興の基本的な考え方

- 1 基本理念**
世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる“滋賀発の産業・雇用”の創造
- 2 ビジョンが目指す姿**
 - ☆新たな成長産業の創出により、『日本を支えるたくましい経済が創造』
 - ★挑戦する企業の活躍により、『地域経済の活性化、雇用の維持・拡大』
 - ☆世界に通用するブランド価値の発信により、『滋賀のステータスが向上』
 - ★地域貢献企業の集積により、『地域を支え、地域が潤う循環型経済が確立』
 - ☆イノベーションの連続により、『新たなビジネスモデルが次々と展開』
- 3 産業振興施策を進めるにあたっての視点**
 - ① 産業活動を支える『事業環境づくり』の視点
 - ② 地域の特性を活かした『まちづくり』の視点
 - ③ 本県産業を担う『人づくり』の視点
 - ④ 多様な産業の集積を活かした『つながりづくり』の視点
 - ⑤ 中小企業の強みを伸ばす『競争力づくり』の視点
 - ⑥ 追従を許さない『モノづくり』の視点
 - ⑦ 滋賀ならではの『ことづくり』の視点
 - ⑧ 一人ひとりの県民の『幸せづくり』の視点

第4 産業振興の基本的方向



2 産業振興施策の基本

- (1) 企業の経営基盤力の強化**
 - 経営基盤の強化に対する支援
 - 創業および新事業創出の促進
 - 中小企業・小規模事業者の活性化
 - 企業立地の促進
- (2) これからの産業を担う人材力の強化**
 - キャリア教育等の推進
 - 産業のニーズにあった人材の育成・確保
 - グローバル人材の育成・確保
 - 中小企業の人材育成に対する支援
 - 起業家の育成等
 - 県内大学生等の定着促進
 - 若者の活躍推進
 - 女性の活躍推進
 - 障害者の活躍推進
 - 高齢者の活躍推進
 - 外国人材の活用
 - ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 雇用のミスマッチの解消等
 - 優れた技能の伝承
- (3) 新たな価値や力を生み出す連携力の強化**
 - 異分野・異業種間の連携の推進
 - 企業間連携の推進
 - 産学官金民および地域との連携の推進
 - 広域での地域間連携の推進
 - 中小企業支援機関や公設試験研究機関間の連携の推進
- (4) 海外の需要を取り込む国際展開力の強化**
 - 企業の海外展開に対する支援
 - 海外からの企業誘致の推進
 - 海外からの誘客の推進
- (5) 経済循環力の強化**
 - 地域資源の活用の促進
 - 滋賀の資源をつなぐコーディネート機能の充実
 - 県内での企業間取引の促進
 - 「地産地消型」・「自立分散型」エネルギー社会の創造に向けての取組の推進
- (6) 事業活動を支える地域力の強化**
 - 企業で働く人やその家族が住みやすいまちづくり
 - 「滋賀・びわ湖ブランド」の取組推進
 - コミュニティビジネスの推進
 - 人と物の交流を支えるインフラの整備
 - 産業用地の確保

第5 ビジョンの推進

- 1 各主体の役割**
 - 県の役割 庁内の関係部局が連携し、総合的に施策を推進するとともに、県内企業へのヒヤリングや関係団体・市町等との意見・情報交換を行うなどして、本県産業の実態や課題の把握と、それらを踏まえた施策の構築等に努める。また、必要な調査・研究を実施。
 - 企業の役割
 - 関係団体等の役割
 - 大学等教育・研究機関の役割
 - 金融機関の役割
 - 県民の役割
- 2 市町や国等との連携** 市町と連携・協力し、それぞれの地域の特性や実情に応じた産業の創出・振興を図ること 等
- 3 本県経済・産業の活性化状況のモニタリング**
毎年度、有識者等の意見を聴きながら、本県経済・産業の動向について、量的（客観的）および質的（主観的）の両面からモニタリングを行い、その状況を把握・分析し、具体的な施策の構築や検証等に活用

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の概要

前文

- ・中小企業の果たしてきた役割の重要性と本県の特徴
- ・中小企業を取り巻く状況
- ・中小企業の活性化の意義
- ・条例を制定する目的

1.目的

中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与する

2.定義

「中小企業者」、「中小企業の活性化」、「大企業者」について必要な定義を規定

3.基本理念

- 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
- 家族により小規模な経営を行う事業者その他の小規模な事業者等に配慮する等、中小企業の経営規模が勘案されること
- 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- ものづくり産業の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること
- 県、中小企業者、中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関、国、他の地方公共団体の連携および協力が図られること



8.施策の基本

- (1)中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化
 - ・将来において成長発展が期待される分野における参入・事業活動の促進、県民の安全・安心に配慮した事業活動の促進、海外における円滑な事業展開の促進
- (2)中小企業の経営基盤の強化
 - ・人材の確保・育成、経営の安定・向上、創業・新事業の創出の促進、物品・役務等への需要の増進
- (3)産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化
 - ・ものづくり産業、小売商業・サービス業、観光等産業分野の特性に応じた事業機会の増大

4. 県の責務

- ・中小企業活性化施策の総合的な策定・実施
- ・中小企業者、関係団体等、国、市町等と連携、情報提供、支援等

5. 中小企業者の努力

- ・自主的・自立的に経営の向上と改善に努める
- ・地域の経済・社会への貢献に努める

6. 関係団体等の役割

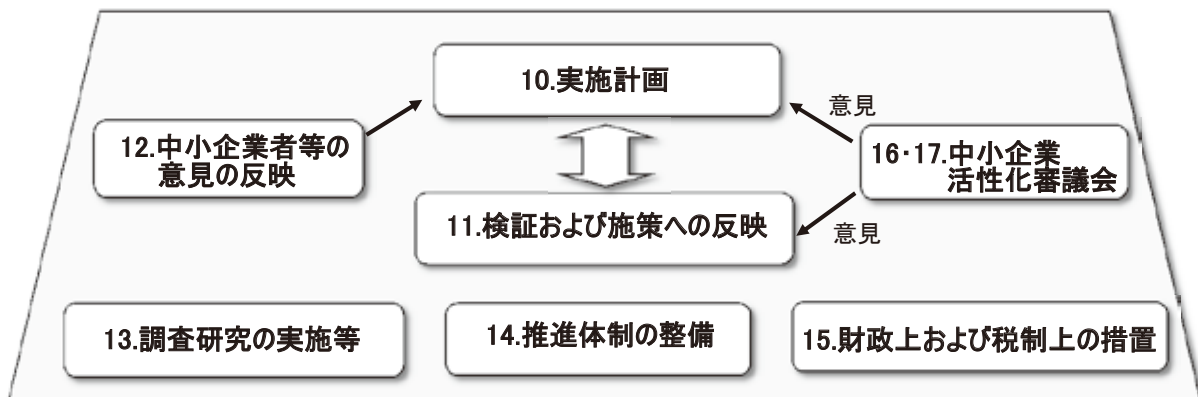
- (1)中小企業に関係する団体の役割
 - ・支援および協力を積極的に努める
- (2)大企業者の役割
 - ・取引拡充、研究開発支援、商工会議所等への加入等により、中小企業の活性化に資するよう努める
- (3)大学その他の教育研究機関の役割
 - ・研究開発、新事業創出、人材確保・育成への支援等により、中小企業の活性化に資するよう努める
- (4)金融機関の役割
 - ・資金需要に適切に対応、経営改善への支援等により、中小企業の活性化に資するよう努める

7. 県民の役割

- ・中小企業の活性化への関心と理解を深め、中小企業者が供給する物品の購入等により、中小企業の活性化に資するよう努める

9.連携および協力の推進

- (1)県は、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進
- (2)中小企業者および関係団体等は、施策実施に協力するよう努める



施策の基本に基づく平成27年度の主な施策

(1) 中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化(第8条第2項)

ア 将来において成長が期待される分野における参入および事業活動の促進

・滋賀の強みを活かす5つのイノベーション創出支援事業【52,483千円】

創生事業

新規

産業振興ビジョンに掲げる5つのイノベーションをテーマにして、県内中小企業、大学、経済団体等からビジネスモデルを公募し、本県経済を牽引すると見込まれる効果の高い事業に対して、その提案内容やステージに応じて、技術開発や実証実験、試作品・サービスの開発、市場調査、販路開拓等の取組を総合的に支援する。

・ウォーターパレー滋賀・水環境ビジネス推進事業【19,500千円】

拡充

本県の水環境保全への産学官民の取組「琵琶湖モデル」を発信し、水処理関連企業や情報等の集積をめざすとともに、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の活動を通して具体的事業を創出・展開し、ビジネス推進を図る。

・クリエイティブ産業活用モデル創出事業【3,900千円】

新規

小規模

クリエイティブ産業が有する高付加価値化の要素を県内に集積する産業と融合させることで、より訴求力のある県産品の創出を目指すとともに、県内クリエイティブ産業の振興を図るため、クリエイティブ企業と異業種のビジネスマッチング会等を行う。

イ 県民の安全および安心に配慮した事業活動の促進

・「おいしがうれしが」キャンペーン推進事業【3,800千円】

拡充

「地産地消」を推進するため、「おいしがうれしが」推進店への登録の呼びかけ、情報発信等を行う。あわせて、推進店を巡るラリー企画の実施により、消費者ニーズを把握するとともに、生産者と推進店の連携をより強化するための食材交流会を開催する。

ウ 海外における円滑な事業の展開の促進

・海外展開支援事業【16,132千円】

基金事業

拡充

小規模

(公財)滋賀県産業支援プラザ内に貿易や海外投資等に関する相談窓口を設置するほか、ベトナムホーチミン市と締結した覚書に基づき、当該地域におけるビジネス展開を重点的に支援するなど、中小企業の海外に向けた事業展開を支援する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化(第8条第3項)

ア 中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成

・企業における女性活躍推進事業【1,000千円】

新規

企業における女性の活躍を促進するため、経営者、働く女性のそれぞれの対象に働きかけるセミナーを開催する。

・ワーク・ライフ・バランス推進事業【2,699千円】

基金事業

小規模

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発および実践支援を行う中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員を設置し、中小企業関係団体と協働でセミナーの開催や企業訪問指導によるモデル事例の発信を行い、中小企業関係団体の主体的な取組を促進する。

・ものづくり人材育成事業「(仮称)滋賀ものづくりカイゼンセンター」【5,708千円】

基金事業

新規

ものづくり企業に対し、いわゆる「カイゼン」による生産性の向上や経営基盤の安定を図るため、「カイゼン」を学ぶスクール事業と「カイゼン」インストラクターを派遣する事業を実施する。

・滋賀発の産業・雇用創出推進プロジェクト事業【221,100千円】

新規

戦略産業として位置付ける分野における県内企業の人材育成や新分野への進出、研究開発等による事業拡大を支援することにより、安定的で良質な雇用の創出を図る。

・ふるさと滋賀就職応援事業(地方創生先行型)【24,228千円】

創生事業

新規

県内外の若年求職者等に対して、県内中小企業の魅力を発信するとともに、両者が出会う場を提供することにより、県内中小企業の人材確保と若者の地元就職を促進する。

・専門高校プロフェッショナル人材育成事業【4,085千円】

新規

専門高校において、社会の変化や産業の動向に対応した、高度な知識・技能を身につけ、各専門分野の第一線で活躍できる地域人材を育成する。

イ 中小企業の経営の安定および向上

・中小企業振興資金貸付金【13,418,000千円】

拡充

小規模

中小企業者・小規模事業者の金融の円滑化、経営の安定、経営体質の改善等に必要な資金の貸し付けを行う。

・中小企業振興資金信用保証料軽減補助事業【151,891千円】

拡充

小規模

中小企業振興資金貸付金の一部資金において、中小企業者等の保証料負担の軽減を図るため、保証料の引下げを行う。

基金事業

「滋賀県中小企業活性化推進基金」を財源として活用する事業を指します。

創生事業

国の「まち・ひと・しごと創生関連事業」を財源として活用する事業を指します。

新規

拡充

平成27年度に新たに取り組み、または内容を拡充する事業を指します。

小規模

主に小規模な事業者の利用が中心となる事業を指します。

ウ 中小企業の創業および新たな事業の創出の促進

・滋賀の資源をつなぐ絆プロジェクト推進事業【8,000千円】

新規 小規模

地域における経済循環の促進を図るため、関係団体との協働により、県内企業間のマッチングを行い、滋賀の様々な技術や商品、サービス、地域資源等のつながりの中から、暮らしの安全・安心を支え、また、地域の魅力創造につながる新たなビジネスモデルの創出に取り組む。

・滋賀発創業・新事業促進事業【21,474千円】

創生事業 新規 小規模

ビジネスプランコンテストの開催により、県内における創業・新事業の発掘を図るとともに、県内インキュベーション施設を活用し創業・新事業に取り組む者の成長を促進するため、展示会等への出展費用を補助する販路開拓支援を実施する。

・地域の創業応援隊事業【5,900千円】

新規 小規模

起業家の発掘から成長までを支援できる人材を養成し、地域の新たな需要や雇用を生み出す起業の促進を図る。

・しが新事業応援ファンド【一千万円】

小規模

地域ブランド力の強化や地域経済の活性化を図るため、県、金融機関等が(公財)滋賀県産業支援プラザに貸し付けたファンド資金を活用し、地域資源を活用して新しい商品やサービスの開発に取り組む中小企業等を支援する。

エ 中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進

・滋賀の“ちいさな企業”魅力発信事業【6,000千円】

新規 小規模

県内各地域において、魅力的な製品やサービスを提供している“ちいさな企業”の活性化を図るため、県民等がお薦めする“ちいさな企業”を募集し、推薦された企業の事業内容や魅力等について、Webを活用して情報発信を行う。

・滋賀県産品県庁率先活用推進事業【500千円】

新規

地域における経済循環を促進するため、県において、滋賀らしい価値観を持つ商品等の率先購入に取り組むとともに、県内外への発信に努める。

・新商品バイオニア認定商品トライアル購入事業【1,000千円】

基金事業 小規模

中小企業による新商品開発への取組を支援するため、滋賀県新商品バイオニア認定制度等で認定した新商品を県がトライアル購入する。

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(第8条第4項)

ア ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大

・ちいさなものづくり企業等成長促進事業【9,000千円】

基金事業 小規模

ものづくりに携わる中小企業・小規模事業者が必要とする情報収集や、受発注体制についての取組、自社分析について支援を実施することで、企業の自立的・持続的な成長を促進する。

・「こんなところに滋賀の技術」発信事業【1,600千円】

基金事業 新規

本県モノづくり企業の有する優れた製品や技術の情報を冊子に取りまとめ、広く県内外企業等に発信する。

イ 小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大

・商店街等空き店舗活用マッチング支援事業【2,000千円】

基金事業 小規模

しが空き店舗情報サイト「AKINAIしが」の効果的な運用により当サイトの一層の利活用を図るとともに、登録した店舗について商店街・地域のニーズに合った借り手とマッチングさせるモデル事業を展開することにより、商店街の空き店舗の有効活用と小規模事業者の創業を促進する。

・魅力あるお店創出支援事業【1,700千円】

基金事業 新規 小規模

商店街における魅力あるリーディング店舗の創出につなげるため、開業希望者を発掘・育成する創業支援セミナー、受講者を具体的な開業に導くフォローアップ、財政的な支援により、リーディング店舗の創出を図ることで、開業者の発掘・育成、独り立ちまでを一貫して支援する。

ウ 観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大

・観光消費喚起事業【1,271,387千円】

創生事業 新規

滋賀の名物商品の購入や、県内施設での宿泊に対して助成を行うことにより、本県への誘客を促進するとともに、県内における観光消費の拡大を図る。

エ その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

・滋賀の卸売市場活性化推進事業【500千円】

基金事業 新規

卸売市場等が連携して実施する、卸売市場の体質強化や連携活動、実需者のニーズと生産をつなぐ取組、卸売市場に対する県民の理解を深める活動に対して支援を行い、取扱量の拡大等による卸売業等の活性化を図る。

・建設産業魅力アップ事業【30,800千円】

基金事業 拡充

若年者および女性の建設産業への入職促進を図るため、広くその魅力を発信する。また、失業者等を雇用し、座学研修や職業訓練を通じて建設産業への就業支援を推進するとともに、相談・指導事業を実施し、建設産業の活性化を図る。

(4) 中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(第9条第1項)

・農工商連携推進事業【1,000千円】

基金事業 拡充 小規模

中小企業者が、本県の農林水産業者と連携し、新商品の開発・事業化することを促進するため、両者のマッチングを支援する。

・滋賀の“ちいさな企業”応援月間事業【1,900千円】

基金事業 拡充 小規模

小規模企業を中心とした“ちいさな企業”向け施策について周知等を図るため、10月の「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」において、関係機関と連携してフォーラムや施策説明会、相談会等を開催する。

・中小企業活性化推進事業【700千円】

基金事業 拡充 小規模

「条例」の普及啓発、中小企業者等の意見の反映の推進と中小企業活性化施策の周知を図るため、意見交換会や企業訪問等を実施するとともに、分かりやすい実施計画の説明資料等を作成する。

カラット CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト

○ 進路選択や出産・子育て、再就労、起業、キャリアアップなどのライフステージにおいて、女性がいきいきと働き、暮らすことができるよう、女性の活躍推進に向け、切れ目のない、きめ細かな支援を行う「CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト」に取り組んでいます。

プロジェクトの方向性

【重点項目1】働く場への参画拡大に向けた支援

(1) 女性が継続して就労できるために

■ワーク・ライフ・バランスの推進

- 経済団体との連携・協働による中小企業を対象としたワーク・ライフ・バランスの推進
- 短時間勤務制度等、柔軟な働き方の普及促進
- 男性の家事・育児参画の促進
- 経営者に対する意識改革

■キャリア形成支援

- 発達段階に応じたキャリア教育の推進
- 学生等を対象としたキャリア形成支援

■仕事と子育ての両立支援

- 育児休業復帰に向けた支援
- 多様な働き方に対応した保育サービスの充実

(2) 女性が再チャレンジできるために

■再チャレンジへの総合的支援

- 滋賀マザーズジョブステーションの充実
- 育児等による離職者の再雇用に対するインセンティブの付与
- 経済団体等との連携・協働による離職中の女性の再就職に向けた支援

【重点項目2】意思決定過程への参画拡大に向けた支援

(1) 企業において女性の管理職が増えるために

■キャリア・アップへの支援

- ロールモデル（キャリア形成での目標となる女性）との交流機会の創出
- 女性のキャリア・アップ支援

■女性活躍に向けた企業の取組促進

- 企業の女性活躍状況の見える化
- 経営者に対する意識改革

(2) 様々な分野で活躍する女性リーダー等が増えるために

■女性リーダー等の交流推進

- 女性経営者等、各分野で活躍する女性の交流機会の創出

【重点項目3】様々な場面での能力発揮に向けた支援

(1) 女性が起業できるために

■起業への多面的なサポート

- 女性の起業に対する経営支援
- 女性に対する起業の知識やノウハウの提供
- 6次産業化に取り組む女性農業者への支援
- 女性のNPO活動やソーシャルビジネス（地域課題解決に向けたビジネス）に対する支援

(2) 女性が能力を発揮できるために

■多様な活躍への支援

- 女性の感性や視点を活かすことができる機会や場の創出
- 女性の主体的なキャリア選択に対する相談、研修等支援の充実
- 女性の活躍推進に向けた好事例の紹介等、情報発信の充実

県庁における取組

～隼より始めよ～県庁において女性の活躍推進に取り組みます！

- 育休中・育休復帰職員への支援の充実
- 男女とも働きやすい職場環境づくり
- 附属機関における女性委員比率の向上
- 女性職員の管理職への積極的な登用および登用に向けた育成
- 女性警察官の採用・登用の拡大

平成27年度の展開

【予算額 859,503千円】

女性活躍に向けた企業の取組促進

- [新]・滋賀のイクボス養成講座開催事業
【女性活躍推進課：1,000千円】
- [新]・企業における女性活躍推進事業（経営者編）
【女性活躍推進課：415千円】

女性リーダー等の交流推進

- ・女性医師ネットワーク運営事業
【健康医療課：26,123千円】

ワーク・ライフ・バランスの推進

- [新]・いいね！男性の多様な生き方応援事業
【女性活躍推進課：1,296千円】
- [新]・滋賀のイクメン養成講座開催事業
【女性活躍推進課：1,300千円】
- [新]・滋賀のイクメン・イクボス発掘・発信事業
【女性活躍推進課：1,416千円】
- [新]・男性の仕事と家庭の両立研究会開催事業
【女性活躍推進課：371千円】
- ・男性の育児休業取得奨励金支給事業
【女性活躍推進課：1,600千円】
- ・介護の職場環境改善アドバイザー派遣事業
【医療福祉推進課：14,000千円】
- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業
【労働雇用政策課：2,699千円】
- [新]・地域を支える建設産業魅力アップ事業
【監理課：8,000千円】

キャリア・アップへの支援

- [新]・企業における女性活躍推進事業（働く女性編）
【女性活躍推進課：585千円】

女性の
管理職が
増える

キャリア・アップ



継続就労

ワーク・ライフ
・バランスが
実現できる

起業

様々な分野で
起業が
できる

起業への多面的なサポート

- ・中小企業金融対策費・開業資金（女性創業枠）
【中小企業支援課：35,486千円】
- [拡]・女性のためのアグリビジネス・サポート事業
【農業経営課：4,500千円】

多様な活躍への支援

- [新]・市町女性活躍推進事業費補助金
【女性活躍推進課：9,140千円】
- ・女性のチャレンジ支援事業
【男女共同参画センター：1,773千円】
- [拡]・国体に向けた競技力向上対策事業（女性アスリート・指導者育成支援事業）
【スポーツ健康課：1,360千円】

再チャレンジへの総合的支援

- ・滋賀マザーズジョブステーション事業
【女性活躍推進課/子ども・青少年局：51,498千円】
- [新]・潜在有資格者再就業支援事業
【医療福祉推進課：7,175千円】
- [新]・子育て女性等職業能力開発事業
【労働雇用政策課：15,851千円】

仕事と子育ての両立支援

- [新]・28歳からのハッピーキャリアCafe開催事業
【女性活躍推進課：305千円】
- [新]・育児後のハッピーキャリアCafe開催事業
【女性活躍推進課：525千円】
- [新]・介護事業所内保育所開設支援事業
【医療福祉推進課：4,308千円】
- ・子育て支援環境緊急整備事業費補助金
【子ども・青少年局：382,451千円】
- [新]・家庭的保育者等養成事業
【子ども・青少年局：1,500千円】
- [新]・放課後児童支援員認定資格研修事業
【子ども・青少年局：2,500千円】
- [拡]・保育士・保育所支援センター運営事業
【子ども・青少年局：9,198千円】
- ・保育士修学資金貸付事業
【子ども・青少年局：265,752千円】

仕事と
子育てが
両立できる

キャリア
ビジョンが
描ける

就職



進路 選択



キャリア形成支援

- ・県立高等学校キャリア形成支援事業
【学校教育課：2,233千円】
- [新]・専門高校プロフェッショナル人材育成事業
【学校教育課：4,085千円】

県庁における取組

- [新]・女性職員の活躍推進事業
【人事課：1,058千円】

結婚・出産・ 子育て



離職

再チャレンジ
ができる

平成27年度 滋賀県「観光交流」振興指針アクションプランの概要

指針の基本方針

「観光交流」を通じて、活力ある地域社会の実現を目指す
 =訪れてよし、迎えてよし、地域よしの「観光・三方よし」=

基本目標と戦略

【目標1】観光地「滋賀」の認知度向上

○戦略

- ・琵琶湖・滋賀をキーワードとしたブランドの創造と発信
- ・ターゲットを意識した継続的な情報発信強化

【目標2】「滋賀ならではの」の素材や強みを活かした特色のあるツーリズムの展開

○戦略

- ・滋賀の特色を際立たせる誘客活動の推進
- ・学生や地域住民等による「観光交流」の推進

【目標3】来訪者、居住者双方がともに満足出来る「観光交流」推進の体制づくり

○戦略

- ・来訪者を温かく迎える人材の育成
- ・「観光交流」推進にむけた基盤の整備

多様な主体による協働の推進

県、びわこビジターズビューロー、市町、観光関連団体、観光事業者、県民等、各主体の協働による効果的な取組の推進

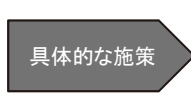
効果的な事業展開に向けて（目標設定と進捗管理）

進捗管理

マーケティング分析
 外的要因への敏速な対応
 多様な主体の連携



アクションプラン



具体的な施策

進捗状況を毎年確認し、適宜見直ししていく

平成27年度における事業展開

平成26年度における取組の状況

- ・大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映を活かした誘客活動
- ・モバイル端末に対応した観光情報ウェブサイトの構築
- ・海外におけるプロモーション、外国人観光客向けガイドブックの作成 など

・県内観光地における観光入込客数の増加 ・本県を来訪する外国人観光客の増加

社会情勢の変化等を踏まえた課題

人口減少社会への突入による観光交流の必要性

交通基盤の整備の進展への対応

外国人観光客の増加、オリンピック・パラリンピックに向けた対応

平成27年度における新たな事業展開

- ・市町、観光関連団体、関係事業者等と連携した大型観光キャンペーンへ向けた取組
- ・国の地方創生のための施策も活用しながら、全国に向けて滋賀の魅力を発信し、本県への誘客を強力に推進
- ・海外からの誘客のため、プロモーション活動と多言語対応等のおもてなし体制を強化

目 標

観光入込客 5,000万人、観光消費額 1,700億円

滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）の概要

第1章 プラン改定にあたって

＜背景・趣旨＞

- ・外国人人口は、平成20年末32,292人をピークに減少傾向。平成25年末24,712人
- ・基礎的行政サービスの提供の必要性→外国人住民も住民基本台帳制度の対象となる（H24.7）
- ・「日本再興戦略」改訂2014（H26.6）では、高度外国人材受入環境の整備や外国人技能実習制度の見直しなどが検討。
- ・日本人住民と外国人住民が共に多文化共生の社会づくりを推進し、一人ひとりの多様性が認められ、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある社会が必要。

＜計画期間＞

- ・平成27年（2015年）度～平成31年（2019年）度の5年間

第2章 外国人住民の概況等

＜現状・課題＞

- ・滋賀県人口：減少局面に入ったと推測される（H26.10.1）
- ・外国人人口：平成20年末をピークに減少。ブラジル国籍が大きく減少。在留資格別では「永住者」が増加傾向。
- ・製造業に従事する割合が61.5%と高く、また、派遣・請負事業所に就労している割合も51.5%で、不安定な就労形態が多い。
- ・日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒数は、小学校では減少傾向であるものの、中学校および高等学校では増加傾向。など

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

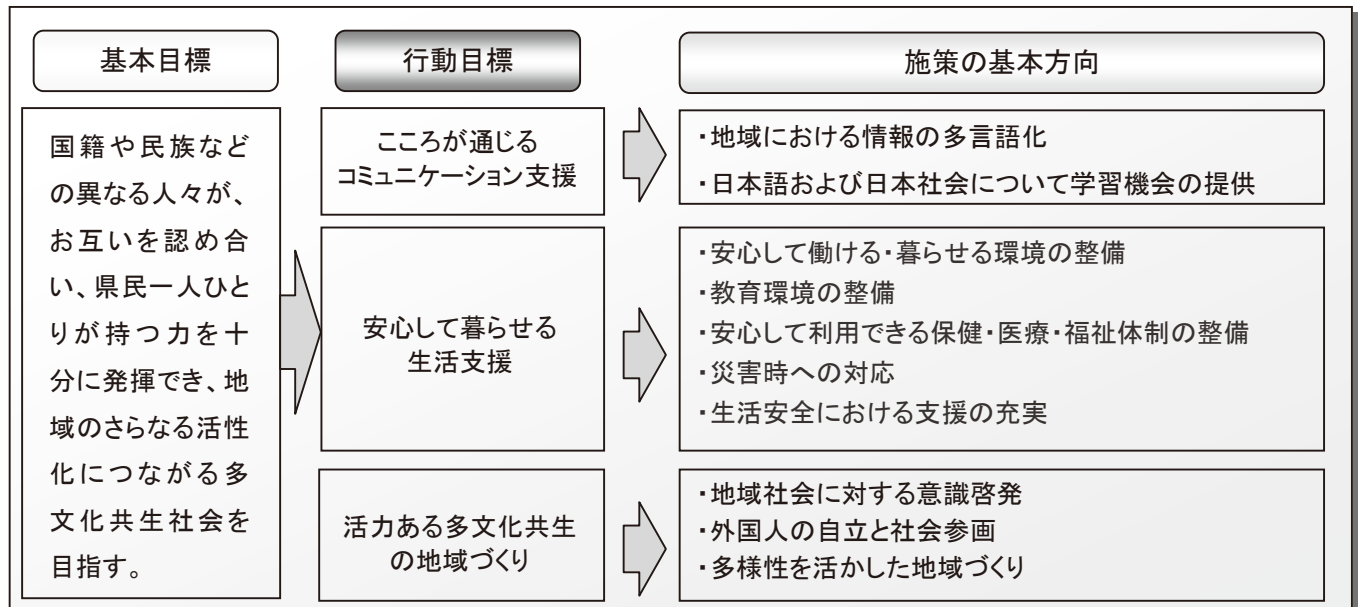
＜意義＞

- ・地域の活性化
- ・ユニバーサルデザインの地域づくりの推進
- ・県民の人権意識の高揚
- ・県民の異文化理解力や国際感覚の向上
- ・市民活動団体と協働した地域づくりの推進

＜基本目標＞

国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会を目指す。

第4章 多文化共生施策の展開



第5章 多文化共生施策の推進

- ・各主体の役割（国、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、大学、自治会、県民）
- ・推進体制（多文化共生推進本部、広域的な連携）
- ・プランの進行管理（事業進捗状況把握、モニタリング指標、中間・期末評価）

平成27年度商工観光労働部予算の概要

1. 予算総額（一般会計）

（単位：千円）

年度 区分	平成27年度	平成26年度	比較増減	比率（%）
県一般会計予算	538,550,000 [540,536,071]	515,310,000	23,240,000 [25,226,071]	104.5 [104.9]
商工観光労働部予算	22,258,966 [24,019,817]	26,772,656	△4,513,690 [△2,752,839]	83.1 [89.7]
県予算に商工観光労働部予算の占める割合（%）	4.1 [4.4]	5.2		

2. 予算科目（項）別一覧

（単位：千円）

年度 区分	平成27年度	平成26年度	比較増減	比率（%）
総合政策企画費	90,367	—	90,367	—
県民生活費	127,498	—	127,498	—
商工業費	3,233,254 [3,406,360]	3,283,864	△50,610 [122,496]	98.5 [103.7]
中小企業費	16,745,515	20,147,449	△3,401,934	83.1
観光費	420,172 [1,931,706]	461,697	△41,525 [1,470,009]	91.0 [418.4]
労政費	653,556 [729,767]	1,883,722	△1,230,166 [△1,153,955]	34.7 [38.7]
職業訓練費	988,604	995,924	△7,320	99.3
計	22,258,966 [24,019,817]	26,772,656	△4,513,690 [△2,752,839]	83.1 [89.7]

※ 平成27年度は、組織改編後の額

※ 平成27年度の[]は、経済対策のうち、地域住民生活等緊急支援交付金[消費喚起型・地方創生先行型]を含めた額

平成27年度予算所属別一覧

予算所属別一覧（一般会計）

(単位：千円)

所属名	区分	平成27年度予算額	平成26年度予算額	比率 (%)
商工政策課	事業費	513,623 [567,241]	525,095	97.8 [108.0]
	職員費	197,395	219,672	89.9
	計	711,018 [764,636]	744,767	95.5 [102.7]
中小企業支援課	事業費	15,824,544 [15,908,532]	19,436,355	81.4 [81.8]
	職員費	124,533	127,357	97.8
	計	15,949,077 [16,033,065]	19,563,712	81.5 [82.0]
モノづくり振興課	事業費	1,820,917 [1,856,417]	1,797,529	101.3 [103.3]
	職員費	172,110	169,258	101.7
	計	1,993,027 [2,028,527]	1,966,787	101.3 [103.1]
計量検定所	事業費	20,003	17,972	111.3
	職員費	55,862	45,062	124.0
	計	75,865	63,034	120.4
工業技術総合センター	事業費	202,748	174,378	116.3
	職員費	277,447	278,018	99.8
	計	480,195	452,396	106.1
東北部工業技術センター	事業費	240,583	98,137	245.2
	職員費	200,143	192,062	104.2
	計	440,726	290,199	151.9
労働雇用政策課	事業費	1,193,673 [1,269,884]	2,445,943	48.8 [51.9]
	職員費	439,798	433,703	101.4
	計	1,633,471 [1,709,682]	2,879,646	56.7 [59.4]
女性活躍推進課	事業費	136,187	—	—
	職員費	90,367	—	—
	計	226,554	—	—
観光交流局	事業費	461,702 [1,973,236]	499,071	92.5 [395.4]
	職員費	287,331	313,044	91.8
	計	749,033 [2,260,567]	812,115	92.2 [278.4]
商工観光労働部計	事業費	20,413,980 [22,174,831]	24,994,480	81.7 [88.7]
	職員費	1,844,986	1,778,176	103.8
	計	22,258,966 [24,019,817]	26,772,656	83.1 [89.7]

※ 平成27年度予算額は、組織改編後の額

※ 平成27年度予算額の[]は、経済対策のうち、地域住民生活等緊急支援交付金[消費喚起型・地方創生先行型]を含めた額

予算所属別一覧（特別会計）

中小企業支援資金貸付事業特別会計	1,737,200	1,761,400	98.6
------------------	-----------	-----------	------

2. 平成27年度事業概要 (当初予算分)

商工政策課
中小企業支援課
モノづくり振興課
(企業誘致推進室)
労働雇用政策課
女性活躍推進課
観光交流局

- ※ 「当初予算額」欄について
使……使用料及び手数料
国……国庫支出金
財……財産収入
繰……繰入金
超……繰越金
諸……諸収入
⊖……一般財源
- ※ 「説明」欄について
経……国補正予算による事業
重……重点化特別枠による事業
新……新規項目

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
<p>【商工政策課】</p> <p>商工労働行政推進費</p>	<p>298,171 (340,214)</p> <p>国 3,869</p> <p>財 63,988</p> <p>繰 5,708</p> <p>⊖ 224,606</p>	<p>1 産業振興総合推進事業 4,400 平成27年度からを計画期間とする「滋賀県産業振興ビジョン」の効果的かつ着実な推進を図るため、本県の経済・産業の状況に関するモニタリング等のための必要な調査研究等を行う。</p> <p>重2 ウォーターバレー滋賀・水環境ビジネス推進事業（資料1） 19,500 本県の水環境保全への産学官民の取組を「琵琶湖モデル」として発信し、水環境課題の解決に向けた技術や製品、情報をはじめ、企業や大学等研究機関の集積をめざすとともに、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」をプラットフォームとして、その連携を通じて、具体的なプロジェクト等を創出・展開し、ビジネスの推進を図る。</p> <p>新重3 滋賀の資源をつなぐ絆プロジェクト推進事業 8,000 地域における経済循環の促進を図るため、関係団体との協働により、県内企業間のマッチングを行い、滋賀の様々な技術や商品、サービス、地域資源等のつながりの中から、暮らしの安全・安心を支え、また、地域の魅力創造につながる新たなビジネスモデルの創出に取り組む。</p> <p>新4 クリエイティブ産業活用モデル創出事業（資料2） 3,900 クリエイティブ産業の振興と、これとの連携による幅広い産業の高付加価値化を図るため、クリエイター・クリエイティブ企業と製造業者とのマッチング会の開催、そのマッチング会と連動し、異業種交流で生まれた案件に対する事業化支援を行う。</p> <p>新5 ものづくり人材育成事業 「滋賀ものづくり経営改善センター」（資料3） 5,708 ものづくり企業に対し、いわゆる「カイゼン」による生産性向上や経営基盤安定を図るため、「カイゼン」を学ぶスクール事業と「カイゼン」インストラクターを派遣する事業を実施する。</p> <p>新6 滋賀県産品県庁率先活用推進事業 500 地域における経済循環を促進するため、県において、滋賀らしい価値観を持つ商品等の率先購入に取り組むとともに、県内外への発信に努める。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
産業振興総合支援推進事業費	193,339 (180,416) ⊖ 193,339	1 産業振興総合支援推進事業 193,339 中小企業の新事業の創出や経営革新などの支援を行うため、その中核的センターとして（公財）滋賀県産業支援プラザにおける必要な体制を引き続き整備する。
海外展開総合支援事業費	16,132 (15,960) 繰 11,425 ⊖ 4,707	1 海外展開支援事業(資料4) 16,132 （公財）滋賀県産業支援プラザ内に貿易や海外投資等に関する相談窓口を設置するなど、中小企業の海外に向けた事業展開を支援する。 (1) ベトナム企業支援・経済交流事業 4,618 ベトナムホーチミン市と締結した経済・産業分野等の協力に関する覚書に基づき、県内企業の当該地域におけるビジネス展開を重点的に支援する。
中小企業支援事業普及費	5,981 (4,465) ⊖ 5,981	①重 1 「ココクール マサーク・セレクション」首都圏発信事業(資料5) 2,581 首都圏において、「ココクールフェア」を開催することで、「ココクール」の認知度向上を図るとともに、滋賀のブランド価値や魅力の向上を図る。
【中小企業支援課】 商工労働行政推進費	67,078 (97,144) 財 445 繰 4,600 ⊖ 62,033	1 中小企業活性化推進事業 700 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の普及啓発、中小企業者等の意見の反映の推進と中小企業活性化施策の周知を図るため、意見交換会や企業訪問等を実施するとともに、分かりやすい実施計画の説明資料を作成する。 2 滋賀の“ちいさな企業”応援月間事業 1,900 “ちいさな企業”向け施策について周知等を図るため、10月を「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」として定め、関係機関と連携してフォーラムや施策説明会、相談会等を開催する。 3 地と知をつむぐビジネスデザイン構築事業 38,742 (SOHO型ビジネス支援事業) 創業まもない小規模な事業者の活動支援とネットワーク形成の促進を図るため、草津および米原に設置するSOHOビジネスオフィスの運営等を行うとともに、入居者に対する相談・指導等、起業家の発掘から育成までを一体的に推進する。 (1) 草津SOHOビジネスオフィス指定管理者管理料 4,418 (2) 米原SOHO事業者支援業務委託料 6,247

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
		<p>4 新商品パイオニア認定商品トライアル購入事業 1,000 滋賀県新商品パイオニア認定制度で認定した新商品を県がトライアル購入することにより、中小企業者による新商品開発の取組を支援する。</p> <p>5 農商工連携推進事業 1,000 中小企業者が農林水産業者と連携して行う新商品の開発や事業化を促進するため、研修会の開催、専門家の派遣等により支援を行う。</p> <p>⑨重6 滋賀の“ちいさな企業”魅力発信事業(資料7) 6,000 県内各地域において、魅力的な製品やサービスを提供している“ちいさな企業”の活性化を図るため、県民等がお薦めする“ちいさな企業”を募集し、推薦された企業の事業内容や魅力等について、Webを活用して情報発信を行う。</p> <p>⑨重7 地域の創業応援隊事業(資料8) 5,900 既存の支援策を理解した上で起業家の立場で様々な相談に応じることのできるノウハウをもった人材を養成し、起業家の発掘および事業化の促進、開業率の向上につなげる。</p>
中小企業情報事業費	<p>31,623 (31,623)</p> <p>⊖ 31,623</p>	<p>1 滋賀県中小企業支援センター事業 31,623 (公財) 滋賀県産業支援プラザに設置している県中小企業支援センターが、中小企業者等の経営資源の強化・促進のために行う事業に要する経費に対して助成する。</p>
商店街振興対策費	<p>26,621 (28,915)</p> <p>繰 3,700</p> <p>⊖ 22,921</p>	<p>1 にぎわいのまちづくり総合支援事業 20,047 商店街振興組合等が行う、地域の特性を活かした商店街の魅力向上や地域のふれあい創出、空き店舗対策などの取組により、地域社会が抱える課題の解決や商店街等のにぎわいを創出しようとする事業を支援する。</p> <p>2 商店街等空き店舗活用マッチング支援事業 2,000 しが空き店舗情報サイト「AKINA Iしが」の効果的な運用により、当サイトの一層の利活用を図るとともに、「AKINA Iしが」に登録した店舗について、商店街・地域のニーズに合った借り手とマッチングさせるモデル事業を展開することにより、商店街の空き店舗の有効活用と小規模事業者の創業を促進する。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
		<p>③ 魅力あるお店創出支援事業 1,700 開業希望者を発掘・育成する創業支援セミナー、受講者を具体的な開業に導くフォローアップ、モデルとなる店舗への支援により、魅力あるリーディング店舗の創出を図ることで、開業者の発掘・育成、独り立ちまでを一貫して支援する。</p>
<p>中小企業支援事業普及費</p>	<p>18,974 (18,760)</p> <p>⊖ 18,974</p>	<p>1 中小企業経営革新支援事業 15,501 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく、中小企業の経営革新を支援する。</p> <p>(1) 市場化ステージ支援事業補助金 13,800 中小企業者等が経営革新計画等に従って実施する事業のうち事業化・市場化段階（市場化ステージ）にある事業について、商品化、販路開拓等の事業の経費の一部を助成する。</p> <p>(2) 経営革新計画フォローアップ調査事業 1,608 経営革新計画の進捗状況を確認するとともに、目標達成に向けての課題などについて外部専門家による助言・指導を行う。</p>
<p>商工会・商工会議所活動強化費</p>	<p>1,533,688 (1,527,568)</p> <p>⊖ 1,533,688</p>	<p>1 小規模事業経営支援事業費補助金 1,510,965 商工会、商工会議所および商工会連合会が小規模事業者のために行う経営改善普及事業等に要する経費に対して助成する。</p> <p>2 一般活動費補助金 22,259 商工会連合会および商工会議所連合会が実施する地域振興等の事業に要する経費に対して助成する。</p>
<p>中小企業団体中央会等活動促進費</p>	<p>112,687 (110,131)</p> <p>⊖ 112,687</p>	<p>1 中小企業連携組織対策事業費補助金 102,108 滋賀県中小企業団体中央会が中小企業の組織化、育成および指導のために行う事業に要する経費に対して助成する。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明																																																																																				
中小企業金融対策費	14,028,731 (17,616,573)	<p>1 中小企業振興資金貸付金 13,783,000 中小企業者の経営安定等を図るため、制度融資を実施する。 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>予算額</th> <th>新規貸付枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営支援資金(しえん)</td> <td>1,073,000</td> <td>15,200,000</td> </tr> <tr> <td>一般枠</td> <td>735,000</td> <td>11,200,000</td> </tr> <tr> <td>小規模企業者枠・小規模企業者つなぎ枠・小規模企業者特別枠</td> <td>338,000</td> <td>4,000,000</td> </tr> <tr> <td>セーフティネット資金(しんらい)</td> <td>7,456,000</td> <td>36,100,000</td> </tr> <tr> <td>新規枠</td> <td>5,653,000</td> <td>12,300,000</td> </tr> <tr> <td>借換枠</td> <td>1,803,000</td> <td>23,800,000</td> </tr> <tr> <td>緊急経済対策資金(きんきゆう)</td> <td>2,318,000</td> <td>30,900,000</td> </tr> <tr> <td>新規枠</td> <td>1,335,000</td> <td>13,700,000</td> </tr> <tr> <td>借換枠</td> <td>983,000</td> <td>17,200,000</td> </tr> <tr> <td>政策推進資金(すいしん)</td> <td>1,192,000</td> <td>10,370,000</td> </tr> <tr> <td>新事業促進枠</td> <td>166,000</td> <td>3,100,000</td> </tr> <tr> <td>成長産業育成枠</td> <td>61,000</td> <td>910,000</td> </tr> <tr> <td>経営力強化枠</td> <td>77,000</td> <td>1,560,000</td> </tr> <tr> <td>再生支援枠 ※</td> <td>-</td> <td>3,200,000</td> </tr> <tr> <td>省エネ・再生可能エネルギー枠</td> <td>888,000</td> <td>1,600,000</td> </tr> <tr> <td>短期事業資金(たんき)</td> <td>1,140,000</td> <td>10,800,000</td> </tr> <tr> <td>通常枠</td> <td>1,061,000</td> <td>9,500,000</td> </tr> <tr> <td>手形割引枠</td> <td>79,000</td> <td>1,300,000</td> </tr> <tr> <td>開業資金(かいぎよう)</td> <td>138,000</td> <td>2,800,000</td> </tr> <tr> <td>創業枠・成長枠</td> <td>138,000</td> <td>2,800,000</td> </tr> <tr> <td>旧制度</td> <td>274,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>震災緊急対策資金</td> <td>268,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>経済振興特区資金(とつく)</td> <td>4,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>政策推進資金(雇用支援枠)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特別経済対策資金</td> <td>1,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>市町小規模企業者小口簡易資金</td> <td>192,000</td> <td>10,000,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,783,000</td> <td>116,170,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※政策推進資金(再生支援枠)は預託なし</p>	資金名	予算額	新規貸付枠	経営支援資金(しえん)	1,073,000	15,200,000	一般枠	735,000	11,200,000	小規模企業者枠・小規模企業者つなぎ枠・小規模企業者特別枠	338,000	4,000,000	セーフティネット資金(しんらい)	7,456,000	36,100,000	新規枠	5,653,000	12,300,000	借換枠	1,803,000	23,800,000	緊急経済対策資金(きんきゆう)	2,318,000	30,900,000	新規枠	1,335,000	13,700,000	借換枠	983,000	17,200,000	政策推進資金(すいしん)	1,192,000	10,370,000	新事業促進枠	166,000	3,100,000	成長産業育成枠	61,000	910,000	経営力強化枠	77,000	1,560,000	再生支援枠 ※	-	3,200,000	省エネ・再生可能エネルギー枠	888,000	1,600,000	短期事業資金(たんき)	1,140,000	10,800,000	通常枠	1,061,000	9,500,000	手形割引枠	79,000	1,300,000	開業資金(かいぎよう)	138,000	2,800,000	創業枠・成長枠	138,000	2,800,000	旧制度	274,000	-	震災緊急対策資金	268,000	-	経済振興特区資金(とつく)	4,000	-	政策推進資金(雇用支援枠)	1,000	-	特別経済対策資金	1,000	-	市町小規模企業者小口簡易資金	192,000	10,000,000	合計	13,783,000	116,170,000
資金名	予算額	新規貸付枠																																																																																				
経営支援資金(しえん)	1,073,000	15,200,000																																																																																				
一般枠	735,000	11,200,000																																																																																				
小規模企業者枠・小規模企業者つなぎ枠・小規模企業者特別枠	338,000	4,000,000																																																																																				
セーフティネット資金(しんらい)	7,456,000	36,100,000																																																																																				
新規枠	5,653,000	12,300,000																																																																																				
借換枠	1,803,000	23,800,000																																																																																				
緊急経済対策資金(きんきゆう)	2,318,000	30,900,000																																																																																				
新規枠	1,335,000	13,700,000																																																																																				
借換枠	983,000	17,200,000																																																																																				
政策推進資金(すいしん)	1,192,000	10,370,000																																																																																				
新事業促進枠	166,000	3,100,000																																																																																				
成長産業育成枠	61,000	910,000																																																																																				
経営力強化枠	77,000	1,560,000																																																																																				
再生支援枠 ※	-	3,200,000																																																																																				
省エネ・再生可能エネルギー枠	888,000	1,600,000																																																																																				
短期事業資金(たんき)	1,140,000	10,800,000																																																																																				
通常枠	1,061,000	9,500,000																																																																																				
手形割引枠	79,000	1,300,000																																																																																				
開業資金(かいぎよう)	138,000	2,800,000																																																																																				
創業枠・成長枠	138,000	2,800,000																																																																																				
旧制度	274,000	-																																																																																				
震災緊急対策資金	268,000	-																																																																																				
経済振興特区資金(とつく)	4,000	-																																																																																				
政策推進資金(雇用支援枠)	1,000	-																																																																																				
特別経済対策資金	1,000	-																																																																																				
市町小規模企業者小口簡易資金	192,000	10,000,000																																																																																				
合計	13,783,000	116,170,000																																																																																				
	使 1,350 諸 13,783,000 ⊖ 244,381	<p>2 中小企業振興資金保証料軽減補助事業 151,891 中小企業者等の保証料負担を軽減するため、滋賀県信用保証協会に対し補助金を交付する。</p>																																																																																				

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
【モノづくり振興課】		
陶芸の森事業費	182,289 (185,269)	1 陶芸の森事業費 179,489
使	1,156	(1) 陶芸の森指定管理者管理料 171,052 県民が気軽に本物の陶芸に触れ、交流する拠点となる陶芸の森について、事業の実施および施設の管理運営等の業務を行うため、指定管理者に管理料を支出する。
繰	2,800	(2) 世界にひとつの宝物づくり事業(つちっこプログラム) 6,700 県内の作家・ボランティア等との協働により、子どもや障害者が土とふれあい、ものづくりの喜び・感動や本物の芸術を体感できるプログラムを提供することにより、陶芸に理解のある次世代の人材育成を図る。
諸	33	
○	178,300	
工業立地指導対策費	1,468,006 (1,455,881)	1 企業誘致推進事業 1,343,062
国	123,108	(1) 滋賀でモノづくり企業応援助成金 683,711 県内への投資促進とモノづくり基盤の強化を図り、新規雇用を確保するため、高付加価値型企業や内需型企業の新規立地または県内工場を増設する企業に対して、その費用の一部を助成する。
諸	36,929	(2) 創造型モノづくり企業立地促進助成金 575,631 次世代産業を育成し、本県産業の競争力強化を図るため、研究開発機能を有する事業所の設置に対し、その設備投資額の一部を助成する。
○	1,307,969	<p>③(3) 成長産業サプライチェーン調査事業 3,000 裾野の広い自動車・航空機産業等の今後の成長が見込まれる産業において、部品を製造する川上から、川中を経て、最終製品を製造する川下までのサプライチェーンを調査し、本県に必要な企業を抽出し、誘致対象企業の情報収集を行うことにより、「滋賀に必要な企業」を戦略的に誘致する。</p> <p>④(4) 「Made in SHIGA」企業立地助成金 40,000 滋賀県経済の発展に必要な企業の戦略的な誘致や、県内で操業中の企業のさらなる設備投資を促進するため、本社機能、研究開発拠点、マザー工場などの新規立地や県内工場を増設に対し、その費用の一部を助成する。</p> <p>⑤(5) 近江金石会(県外版)事業 700 大都市圏において、「近江金石会(県外版)」を新たに開催し、県外に本社機能を有する県内立地企業の企業幹部との関係強化を図るとともに、県内へのさらなる集約化や再設備投資を促進する。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
		(6) 産業立地促進資金融資貸付金 36,929 県内における新規設備投資に要する資金の融資原資を預託する。
工業技術振興対策費	39,387 (41,197) 財 837 繰 10,600 ⊖ 27,950	<p>重 1 ちいさなものづくり企業等成長促進事業(資料10) 9,000 ものづくりに携わる中小企業・小規模事業者が必要とする情報収集や、受発注体制についての取組、自社分析について支援を実施することで、企業の自立的・持続的な成長を促進する。</p> <p>新 2 「こんなところに滋賀の技術」発信事業 1,600 本県モノづくり企業の有する優れた製品や技術の情報を、冊子に取りまとめ、広く県内外企業やマスコミ、県民等に発信する。</p> <p>3 近江技術てんびん棒事業 842 県内企業の持つ優れた技術を、県内外大手企業に対して直接かつ具体的に提案(売り込み)する展示商談会を開催することで、県内企業のビジネスチャンスの拡大を図り、事業化を促進する。</p>
滋賀の新しい産業づくり推進事業費	114,395 (98,867) 使 67 繰 31,700 諸 285 ⊖ 82,343	<p>1 産学官連携推進事業 12,766</p> <p>新重(1) 産学官連携コーディネート拠点運営事業 12,541 大学等の研究シーズを有効に活用し、本県中小企業等の新製品・新技術の研究開発等につなげる産学官連携の支援体制を整備し、共同研究の推進や研究成果の事業化を促進する。</p> <p>2 科学技術活用推進事業 17,942</p> <p>(1) 科学技術重点研究テーマの調査研究 2,372 重点的に取り組むべき研究テーマの絞り込みを行い、国等の外部競争的資金獲得に向けた調査研究を実施する。</p> <p>(2) 医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業 10,015 びわこ南部地域を中心に進む医学・理工系大学の知的集積を活かし、医工連携による研究開発プロジェクトの創出と産学官連携基盤の充実強化を図る。</p> <p>(3) バイオ産業振興事業 4,626 滋賀バイオ産業推進機構を中心に、情報の提供や人材の育成、産学官の連携を推進して、バイオ産業の集積による競争力・技術力の強化に向けた取組を支援する。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
		<p>3 びわ湖環境ビジネスメッセ開催事業 15,000 日本最大級の環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ 2015」を開催するとともに、海外で開催される環境関連見本市に県内企業の参加を得てびわ湖環境ビジネスメッセコーナーを出展する。</p> <p>④ 4 健康創生産業育成事業 (資料 11) 14,405</p> <p>④(1) 健康創生産業創出エコシステム推進事業 12,000 国内外において今後の成長が期待される健康創生産業の創出・振興を図るため、国の総合特区制度を活かし、医療・健康機器の開発や健康支援サービスの提供への取組を支援する。</p> <p>(2) 健康創生金融サポート推進事業 1,700 中小企業が保有する幅広い動産・債権を担保とする新たな金融手法を支援し、中小企業による医療・健康分野への進出や事業拡大に必要な成長資金の供給を促進する。</p> <p>④ 5 プロジェクトチャレンジ支援事業 (資料 12) 52,112 「滋賀県産業振興ビジョン」に定める本県経済を牽引するイノベーションにかかる新産業を創出するため、技術開発計画から成果の事業化までの計画認定および認定された計画に基づき企業が行う技術開発等に必要な経費の一部を助成する。</p>
下請中小企業振興対策費	4,396 (4,396) ⊖ 4,396	<p>1 下請企業振興事業費補助金 4,396 下請中小企業の経営の安定化と振興を図るため、下請取引の斡旋にかかる企業情報や受発注情報の収集・提供等の取組に要する経費に対して助成する。</p>
地場産業総合振興対策費	10,291 (9,873) ⊖ 10,291	<p>1 地場産業新戦略支援事業 9,091 地場産業のブランド構築に向けた取組を支援することで、地場産地の活性化を図る。</p> <p>④ ④ 2 地場産業の魅力発信事業 1,200 陶芸の森 25 周年事業と連携した、県内地場産業の魅力発信にかかる取組を支援し、地場産地の活性化を図る。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
工業技術総合センター試験研究指導費	142,414 (110,737)	<p>1 外部競争的資金導入型研究開発事業 18,208 国等の外部資金の積極的な導入により、技術開発や共同研究および県内企業への技術移転を加速的に進め、もって競争力の強化と新産業の創出を図る。</p> <p>2 ものづくり支援開放機器整備推進事業 28,590 中小企業等が各種の製品開発等を行う際に利用する開放用試験研究機器の充実強化を図る。</p> <p>③ 3 イノベーション推進設備整備事業 26,000 本県経済を牽引するイノベーションの創出を図るため、高度化・多様化する技術シーズや社会・市場ニーズに対応する試験分析機器等を整備する。</p> <p>④ 4 モノづくり技術人材育成事業 2,750 地域のモノづくり技術人材を育成するため、セミナー等を組み合わせ合わせた総合的な人材育成事業を実施する。</p> <p>⑤ 5 再生可能エネルギー技術革新推進事業 8,000 再生可能エネルギー分野への県内企業の進出を支援するため、技術動向等に関するセミナーや相談会を開催するとともに、技術開発を目指す県内企業との共同研究を実施する。</p>
国	2,200	
使	51,720	
財	230	
繰	28,395	
諸	33,602	
①	26,267	
東北部工業技術センター運営費	28,211 (27,425)	<p>1 庁舎施設設備等管理費 2,843 昭和47年に建築された東北部工業技術センター長浜庁舎本館の耐震診断を実施する。</p>
使	9,082	
①	19,129	
東北部工業技術センター試験研究指導費	212,372 (70,712)	<p>1 外部競争的資金導入型研究開発事業 39,900 国等の外部資金の積極的な導入により、技術開発や共同研究および県内企業への技術移転を加速的に進め、もって競争力の強化と新産業の創出を図る。</p> <p>2 試験機器の整備・更新事業 27,172 中小企業等が各種の製品開発等を行う際に利用する開放用試験研究機器の充実強化を図る。</p> <p>③ 3 イノベーション推進設備整備事業 24,000 本県経済を牽引するイノベーションの創出を図るため、高度化・多様化する技術シーズや社会・市場ニーズに対応する試験分析機器等を整備する。</p>
国	70,000	
使	35,408	
繰	30,322	
諸	58,740	
①	17,902	

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
		<p>④ 4 琵琶湖のヨシなどからつくる蓄電池材料開発事業 9,700 再生可能エネルギー技術の振興と県内地域資源の活用を促進するため、琵琶湖のヨシなどを用いた蓄電池材料の技術開発を実施する。</p> <p>④⑤ 5 戦略分野オープンイノベーション環境整備事業 70,000 新産業の創出を図るため、他の地域ブロックの公設試と連携し、研究開発設備を整備する。</p>
<p>【労働雇用政策課】</p> <p>勤労青少年女性福祉推進費</p>	<p>313 (8,146)</p> <p>○ 313</p>	<p>1 勤労青少年女性福祉推進事業 313 労働福祉の向上・推進を目的に、経済雇用情勢等に対応したテーマで講演会やセミナー、ワークショップ等を開催する。</p>
<p>仕事と家庭両立支援促進費</p>	<p>3,161 (3,569)</p> <p>繰 2,699</p> <p>○ 462</p>	<p>1 ワーク・ライフ・バランス推進事業 2,699 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発および実践支援を行う「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」を設置し、中小企業関係団体と協働でセミナーの開催やモデル事例の発信等を行い、中小企業関係団体の主体的な取組を促進する。</p>
<p>雇用安定対策費</p>	<p>96,496 (258,643)</p> <p>繰 47,575</p> <p>○ 48,921</p>	<p>1 若年者総合就業支援事業 20,963 若年求職者に対する就職相談、情報提供等の各種就職支援を行うヤングジョブセンター滋賀を運営する。 (1) ヤングジョブセンター滋賀の運営 (2) キャリアカウンセリング「じっくり相談」 (3) 就職面接会・相談会の開催 (4) 企業情報ホームページ「WORK しが」</p> <p>④⑤ 2 おうみ若者未来サポートセンター事業 3,923 ヤングジョブセンター滋賀等の若年者就業支援機関を一体化した「おうみ若者未来サポートセンター」を運営し、相談から就職までの一貫した支援をワンストップで行う。</p> <p>④⑤ 3 ふるさと滋賀就職応援事業(資料13) 3,000 若年求職者と県内中小企業の出会いの場として企業説明会を開催し、雇用のミスマッチ解消やU・Iターン就職の促進につなげる。</p> <p>④⑤ 4 滋賀の“三方よし”若者未来塾事業 47,575 県内企業への就職を希望する若年求職者に対して、県内企業のニーズに応じた人材育成を行うことにより、両者のマッチングを促進する。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
		<p>重5 地域若者サポートステーション支援事業 2,136 就労が極めて困難な若者の就職を支援するため、地域若者サポートステーションにおける国の相談支援に加え、県独自事業として臨床心理士によるカウンセリング、県内企業での就労体験、交流サロン、訪問支援を実施する。</p> <p>新重6 ネクストチャレンジ推進事業（資料14） 17,000 中高年齢者を対象としたキャリアプランニングやセミナー等を実施するとともに、中高年齢者と企業とのマッチングを図り離職した中高年齢者の就労を支援する。</p>
就職促進援助費	<p>36,574 (36,943)</p> <p>国 3,588</p> <p>○ 32,986</p>	<p>1 働き・暮らし応援センター事業 9,671 一般就労が困難な障害者の就労の場の確保と職場定着、およびこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を継続的に実施する「働き・暮らし応援センター」に職場開拓員を配置し、障害者の地域での自立と社会参加を促進する。</p> <p>重2 ポテンシャル発見！障害者雇用推進事業 4,296 働き・暮らし応援センターと連携し、就労を希望する障害者を対象に職場体験を実施することにより、障害者の就労意欲の向上を図るとともに、事業所の障害者雇用に対する理解を深め、障害者の就労を促進する。</p>
緊急雇用創出事業費	<p>143,972 (1,421,703)</p> <p>財 1,776</p> <p>繰 142,196</p>	<p>1 緊急雇用創出特別推進事業 141,844 緊急雇用対策として、地域の実情に応じた多様な「人づくり」を支援する地域人づくり事業を実施し、雇用の拡大と労働者の処遇改善に向けた取組を推進する。</p>
戦略産業雇用創造費	<p>221,100 (-)</p> <p>国 176,880</p> <p>○ 44,220</p>	<p>新1 滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト事業（資料15） 221,100 本県の特長や優位性を活かし、戦略的分野において産業振興と一体となった雇用政策を推進し、雇用の受け皿づくりと安定的かつ良質な雇用の創造を図る。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
公共職業能力開発事業費	518,500 (540,320)	1 離転職者等職業能力開発事業 363,816 離転職者等を対象として、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施するとともに、就職支援アドバイザー等を設置することにより、再就職を支援する。
国	462,019	
使	108	2 障害者総合実務訓練事業 13,711 高等技術専門校において、知的障害者を対象とした職業訓練を実施し、就職を支援する。 総合実務科（販売実務コース・OA事務コース）
繰	3,985	
諸	4,043	
○	48,345	3 障害者委託訓練事業 18,989 障害者の能力、適性および地域の企業ニーズに対応した職業訓練を、企業や民間教育訓練機関等を活用して実施し、障害者の就職を支援する。
		4 中小企業人材育成促進事業 3,985 中小企業人材育成プランナーを配置し、人材育成に関する相談・援助、研修会の企画・実施、人材バンクの運用を行うことにより、中小企業の人材育成を支援する。
		⑤ 子育て女性等職業能力開発事業 15,851 出産や子育てを理由に離職し、再就職を希望する女性等を対象に、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就職を支援する。
		⑥ 省エネ・創エネ導入促進人材育成事業 500 高等技術専門校において、省エネルギー住宅や安全・安心な住宅の施工技術を有する人材および再生可能エネルギーに関する幅広い知識・技能を有する人材を育成する職業訓練の実施に向け、カリキュラムの検討や指導員の養成を行う。
職業能力開発振興費	74,405 (64,575)	1 職業能力開発振興事業費 69,639
国	33,383	(1) 認定職業訓練助成事業費補助金 26,541 中小企業の事業主等が実施する認定職業訓練の実施に要する経費に対し助成する。
諸	500	(2) 職業能力開発協会費補助金 42,559 技能検定の実施や普及および民間職業訓練の振興等の業務を実施する職業能力開発協会に対し助成する。
○	40,522	

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
		<p>重2 しごとチャレンジプログラム推進事業 3,000 小学生から中学1年生の児童・生徒を対象に、様々な職業を紹介するとともに、実際のしごとを体験する場を提供し、職業観や勤労観を育むきっかけ作りを行う。</p>
<p>【女性活躍推進課】</p> <p>男女共同参画総務費</p>	<p>8,891 (8,209)</p> <p>⊖ 8,891</p>	<p>現行の男女共同参画計画が平成27年度に終期を迎えることから、次期計画策定のための男女共同参画審議会および県民を対象とした意見交換会を開催する。</p>
<p>男女共同参画推進費</p>	<p>4,816 (4,172)</p> <p>国 1,036</p> <p>⊖ 3,780</p>	<p>1 男女共同参画総合調整費 8,891 男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画計画」に基づき、県民に男女共同参画の理念が浸透し、理解が深まり、主体的な実践の取組が広がるよう、県民、事業者、市町との連携を深めながら、男女共同参画社会づくりを推進する。</p> <p>1 仕事と生活の調和推進事業 486</p> <p>2 啓発・広報事業 1,434 ・ 児童・生徒向け意識啓発事業 ・ イクメン・カジダンフォトコンテスト開催事業</p> <p>新経重3 『俺の男女共同参画』推進事業（資料16） 2,896 ・ いいね！男性の多様な生き方応援事業 ・ 男性の育児休業取得奨励金支給事業</p>
<p>女性の就労トータルサポート事業費</p>	<p>41,529 (45,579)</p> <p>使 79</p> <p>諸 15</p> <p>⊖ 41,435</p>	<p>子育てをしながら再就職を希望する女性等を対象とし、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや一時保育の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介など、就労支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」を運営する。</p> <p>重1 滋賀マザーズジョブステーション事業（資料17） 41,529</p>
<p>女性活躍推進事業費</p>	<p>14,057 (3,573)</p> <p>国 13,072</p> <p>⊖ 985</p>	<p>女性の活躍を推進するため、働く女性の継続就労に向けたキャリアビジョン形成や男性の育児・家事への参画、職場の上司を対象とした意識啓発を行うとともに、市町における取り組みに対する支援を行う。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
		<p>①^新③^経③^重1 女性のターニングポイント応援事業(資料16) 830</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 28歳からのハッピーキャリア Cafe 開催事業 ・ 育休後のハッピーキャリア Cafe 開催事業 <p>①^新③^経2 滋賀のイクメン・イクボス養成プロジェクト事業 (資料16) 4,087</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀のイクメン養成講座開催事業 ・ 滋賀のイクボス養成講座開催事業 ・ 滋賀のイクメン・イクボス発掘・発信事業 ・ 男性の仕事と家庭の両立研究会開催事業 <p>①^新③^経3 市町女性活躍推進事業費補助金(4市1町)(資料16) 9,140</p>
男女共同参画センター事業費	58,205 (55,368)	<p>県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための拠点施設として、機能の充実と施設の効果的・効率的な管理運営を行う。</p> <p>使 13,176</p> <p>繰 420</p> <p>諸 1,795</p> <p>⊖ 42,814</p> <p>1 男女共同参画推進拠点事業 (資料18) 14,008</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座・研修 ・ 相談事業 ・ 情報発信・調査研究 ・ 交流・活動の支援 ・ 女性のチャレンジ支援 <p>③^重 (1) 女性のチャレンジ支援事業 (資料18) 292</p> <p>意欲ある女性があらゆる分野で活躍できるよう、きめ細やかな支援ができる体制を整え、女性の社会参画を総合的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性のチャレンジシンポジウム
勤労青少年女性福祉推進費	8,689 (-)	<p>①^新③^経③^重1 企業における女性活躍推進事業 (資料16) 1,000</p> <p>企業における女性の活躍を促進するため、経営者や働く女性を対象としたセミナーを開催し、女性の継続就労や管理職登用の拡大を促す。</p> <p>⊖ 800</p> <p>③^重2 滋賀マザーズジョブステーション事業 (資料17) 7,689</p> <p>出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性、仕事と子育ての両立に悩む女性等を対象に、就労相談、カウンセリング、両立支援のアドバイス等をワンストップで提供する「滋賀マザーズジョブステーション」を運営する。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
【観光交流局】		
国際交流推進費	70,616 (71,010)	1 友好諸国交流事業 4,349 これまで培ってきたミシガン州、リオ・グランデ・ド・スール州、湖南省との姉妹友好関係をベースに、友好親善交流に加え、経済分野等における交流を促進する。
	諸 13,779	
	⊖ 56,837	
多文化共生推進費	10,843 (8,615)	1 多文化共生推進事業 10,843 多文化共生推進プランに基づき、外国人住民の社会参画の促進等、多文化共生の地域づくりを推進する。
	諸 884	(1) 多文化共生地域人材等育成事業 433 外国人住民の定住化に伴って、言葉や文化・習慣の違いから生じる地域の課題解決のための担い手づくりを行う。
	⊖ 9,959	(2) 多文化共生推進事業補助金 10,410 外国人住民向け相談窓口の設置等、(公財)滋賀県国際協会が実施する事業に要する経費に対して助成する。
国際協力推進費	3,683 (3,695)	1 海外技術協力推進事業 3,683 海外県人会、友好州省等から技術研修員を受け入れ、相手国の産業発展に寄与するとともに、当該国との友好関係の増進を図る。
	⊖ 3,683	
海外展開総合支援事業費	17,482 (11,378)	新 重 1 湖南省友好県省連携事業 3,200 中国湖南省とのトップレベルでの友好交流を推進するとともに、将来の経済交流につながる技術協力を行う。
	⊖ 17,482	重 2 マイヤーガーデン滋賀プロジェクト事業 6,000 米国ミシガン州のマイヤーガーデン(美術・植物庭園)にて開催される滋賀特別展に合わせ、現地で滋賀の物産等の紹介や情報発信などを行う。
観光振興推進費	190,926 (219,045)	1 県域観光物産振興組織事業推進費 128,841
	⊖ 190,926	(1) 県域観光物産振興組織補助金 50,113 観光物産振興を推進していくうえで中核的な役割を担う(公社)びわこビジターズビューローの人員費の一部に対して助成する。

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
		<p>(2) 観光物産振興事業負担金 78,728 (公社)びわこビジターズビューローが実施する事業に対して負担金を拠出する。</p> <p>① 観光物産情報発信事業 多様な観光資源やイベント等の情報を効果的に発信する。 ・マスコミに向けた情報発信や季節ごとの観光・イベント情報誌による情報発信 ・J R 西日本との共同による観光客誘致促進のためのキャンペーンの展開 ・首都圏等で開催される観光展への出展による滋賀の魅力のPR ・観光物産情報ホームページによる効果的、効率的な情報発信</p> <p>② 地域観光活性化支援事業 県内各地域観光振興協議会等の行う観光活性化およびJ R等の駅を利用した交通2次アクセスの利便性の向上のための事業を支援し、誘客を図る。</p> <p>重2 国際観光推進事業 (資料 19) 22,561 訪日旅行者を本県に誘致するため、訪日外客数上位である東アジアや伸びが大きい東南アジアに対するプロモーション活動を実施するほか、パンフレットの充実や多言語対応など、受入環境の向上を図る。</p> <p>3 コンベンション招致事業 3,218 国内外の会議や大会等のコンベンションを本県に招致するため、大学や会議主催者、旅行会社関係者等を対象に、滋賀の魅力をもPRする。</p> <p>重4 観光ブランド「ビワイチ」推進事業 12,900 本県の観光地としての認知度と評価の向上を目指し、滋賀を周遊することを象徴的に表現する「ビワイチ」(びわ湖一周)というフレーズを用いた旅のブランドづくりを行う。</p> <p>新重5 首都圏観光情報発信事業 5,000 首都圏において、東京観光物産情報センターを核として、観光PRや情報発信を展開することで、観光地「滋賀」の認知度向上を図るとともに、宿泊を伴う観光誘客を促進する。</p> <p>新重6 観光キャンペーン推進事業 (資料 20) 5,260 大型観光キャンペーンの実施に向け、その企画検討を行うとともに、県内各市町や観光関連団体、観光事業者等と連携し、協議会設立の準備を進める。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
観光客誘致促進費	39,719 (40,659)	<p>1 観光イベント推進事業 32,000 観光客の積極的な誘致を図るため、地域主催のイベントに対して助成する。</p>
	⊖ 39,719	<p>2 映像誘致・ロケ支援事業 5,157 映画、テレビ等の映像を通じて本県の豊かな自然や歴史・文化遺産を広く発信することにより、本県のイメージアップと観光および地域の振興を図る。</p> <p>③(1) 映像誘致戦略展開事業 1,600 本県での映像製作を促進するため、滋賀を舞台とした作品制作のPRを行うなど、一層のロケ展開を図る。</p>

3. 平成27年度事業概要 (平成26年度補正予算分)

商 工 政 策 課
中 小 企 業 支 援 課
モ ノ づ く り 振 興 課
(企 業 誘 致 推 進 室)
労 働 雇 用 政 策 課
観 光 交 流 局

※ 「補正予算額（現計予算額）」欄について

使……使用料及び手数料

国……国庫支出金

財……財産収入

繰……繰入金

超……繰越金

諸……諸収入

⊖……一般財源

※ 「説明」欄について

創……地域住民生活等緊急支援のための交付金
(地方創生先行型)による事業

消……地域住民生活等緊急支援のための交付金
(消費喚起・生活支援型)による事業

新……新規項目

事業名	補正予算額 (現計予算額)	説明
<p>【商工政策課】</p> <p>商工労働行政推進費</p>	<p>53,618 (340,874)</p> <p>国 53,618</p>	<p>創1 滋賀の強みを活かす5つのイノベーション創出支援事業（資料6） 52,483 人口減少やグローバル競争下にあつて、本県経済の活性化と雇用の創出を図るためには、新たな需要を開拓し、経済循環を促進していく必要がある。このため、産業振興ビジョンに掲げる5つのイノベーションをテーマにして、県内中小企業等が行う新たなビジネスモデルの創出に向けた取組を総合的に支援する。 0 → 52,483</p> <p>創2 コミュニティビジネス推進事業 1,135 人口減少社会を迎える中で、子育て支援や介護・福祉、環境保全やまちづくりなど、地域の課題解決を目的とした持続的な事業活動であるコミュニティビジネスの推進を図るため、その担い手を育成するための人材育成プログラムを実施する。 0 → 1,135</p>
<p>【中小企業支援課】</p> <p>商工労働行政推進費</p>	<p>21,474 (97,144)</p> <p>国 21,474</p>	<p>創1 滋賀発創業・新事業促進事業（資料9） 21,474 ビジネスプランコンテストの開催により、県内における創業・新事業の発掘を図る。 併せて、創業・新事業に既に取り組んでいる県内インキュベーション施設入退去者に対して展示会等への出展費用の一部を補助することにより販路開拓支援を実施し、事業の成長促進を図る。 0 → 21,474</p>
<p>商店街振興対策費</p>	<p>62,514 (28,915)</p> <p>国 62,514</p>	<p>消1 インバウンドによる持続可能な消費喚起・地域の魅力創造事業 32,200 商店街のポイントカードシステムを活用した観光客向けのプレミアム付きICプリペイドカードを発行することにより、来外客の地域における消費を喚起する。また、当該カードに観光施設の割引等の付加価値を付けるとともにポイントも活用できるとすることにより、来訪者の顧客管理と固定客化を図る。 0 → 32,200</p> <p>創2 商店街魅力発掘・発信事業 30,314 県内商店街の個性・イベント情報・PR情報に加え、消費者から寄せられた商店街の魅力情報を放送媒体等を活用して発信するとともに、商店街に人を呼び込む仕掛けにより、商店街のにぎわいの創出、消費喚起を図る。 0 → 30,314</p>

事業名	補正予算額 (現計予算額)	説明
<p>【モノづくり振興課】</p> <p>工業立地指導対策費</p>	<p>8,500 (1,455,881)</p> <p>国 8,500</p>	<p>創1 本社機能移転推進事業 3,250 本社機能の県内への移転による本県経済の活性化に資するため、効果的な誘致活動を展開する。 0 → 3,250</p> <p>創2 海外企業誘致事業 5,250 本社機能の移転や海外企業の誘致を図るため、「本社機能移転促進、外資系企業立地促進フォーラム in 東京」を開催する。 0 → 5,250</p>
<p>滋賀の新しい産業づくり推進事業費</p>	<p>15,700 (104,367)</p> <p>国 15,700</p>	<p>創1 ビジネスチャンス拡大支援事業 10,000 集客が見込める環境関連の最先端技術の展示紹介や県内企業との商談の場の設置、著名講師によるセミナー等を環境関連見本市と併催することにより、県内企業のビジネスチャンスを拡大させ、地域経済の活性化に資する。 0 → 10,000</p> <p>創2 バイオ・ライフサイエンス関連販路拡大促進事業 5,700 県内におけるバイオ・ライフサイエンス関連の取組による開発成果等の販路開拓を支援するため、県外の展示会へ出展等を行い、事業展開を促進する。 0 → 5,700</p>
<p>地場産業総合振興対策費</p>	<p>11,300 (9,873)</p> <p>国 11,300</p>	<p>創1 地場産業プロモーション支援事業 11,300 産地の経済活性化を図るため、つくり手の思いを伝え、共感を得て商品価値を向上させる「ブランディング」の視点から実施される地場産業の認知度を高める取組を支援する。 0 → 11,300</p>

事業名	補正予算額 (現計予算額)	説明
<p>【労働雇用政策課】</p> <p>雇用安定対策費</p>	<p>76,211 (261,443)</p> <p>国 76,211</p>	<p>創1 ふるさと滋賀就職応援事業 24,228 大学3回生をはじめとする県内外の若年求職者に対して、県内中小企業の魅力を発信するとともに、両者が出会う場を提供することにより、県内中小企業の人材確保と若者の地元就職を促進する。 0 → 24,228</p> <p>創2 UIJターン助成金事業 51,983 県内の中小企業が県外から経験豊かな人材を雇用するために実施する「お試し就業」に要する経費に対し助成することにより都市圏からの人材還流を促進する。 0 → 51,983</p>
<p>【観光交流局】</p> <p>観光振興推進費</p>	<p>240,147 (219,045)</p> <p>国 240,147</p>	<p>創1 「ようこそ滋賀」魅力発信事業 (資料21) 191,700 女子旅やロケ地観光など、特色のある視点から誘客を図るほか、テレビCMなど様々なメディアを活用し、滋賀の魅力を積極的に発信する。 0 → 191,700</p> <p>創2 国際観光推進事業 (資料22) 48,447 海外からの観光客誘致を強化するため、訪日観光客数上位である東アジアや伸びが大きい東南アジアに対するプロモーション活動を実施するほか、パンフレットの充実など、受入環境の向上を図る。 18,400 → 66,847 急増する訪日観光客に対応するため、モバイル端末に対応した観光情報ウェブサイトを構築するほか、海外に向けた魅力発信を強化する。</p>
<p>観光客誘致促進費</p>	<p>1,271,387 (40,659)</p> <p>国 1,271,387</p>	<p>消1 観光消費喚起事業 (資料23) 1,271,387 滋賀の名物商品の購入や、県内施設での宿泊に対して助成を行うことにより、本県への誘客を促進するとともに、県内における観光消費の拡大を図る。 0 → 1,271,387</p>

ウォーターバレー滋賀・水環境ビジネス推進事業

27年度予算額: 19,500千円 (26年度予算額: 11,580千円)

本県の住民・企業・大学・行政が取り組んできた水環境保全への産学官民の取組を「琵琶湖モデル」として発信し、水環境課題の解決に向けた技術や製品、情報をはじめ、企業や大学等研究機関の集積を目指すとともに、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」をプラットフォームとして、具体的なプロジェクトを創出・展開する。

●プロジェクトの推進

<台湾・台南市>

- 台南市水環境改善提案に向けた課題および市場調査事業（委託）
- 台湾技術交流・商談会開催事業

<ベトナム>

- VIET WATER2015共同出展事業
- ベトナムプロジェクト推進事業

<中国・湖南省>

- 湖南省JICA・国家プロジェクト連携事業

- 琵琶湖モデル発信のための専門家派遣・研修受入れ事業（委託）



ビジネス案件の創出

●首都圏等国内見本市への出展

国内市場へのPRや企業とのマッチング等を行うため、首都圏等で開催される見本市へ出展する。

また、水処理関連企業や研究機関等の本県における集積を周知し、新たな企業の誘致等を図る。

●コーディネート活動

- ・コーディネーターを設置し、メンバー企業同士や大手企業等とのマッチング活動等を実施

●広報活動

- ・県ホームページでのポータルサイトの運営、冊子による広報活動、メールによる情報提供等を実施

●セミナー・分科会の開催

- ・世界の水環境ビジネスに関する情報の共有を図るため、現地の最新事情をはじめ、新しい技術や行政の施策等を紹介するセミナーを開催
- ・地域やテーマごとに、関心のあるメンバーを中心とした分科会を開催



しが水環境ビジネス推進フォーラム

※27.4.1現在 メンバー119社・団体
(事務局：滋賀県商工政策課)

滋賀のクリエイティブ産業の振興

27 年度予算額：4,308 千円（26 年度予算額：5,743 千円）

クリエイティブ産業の振興と異業種との連携による滋賀の産業の活性化を図るため、産学官のネットワーク化の推進、交流会の開催、事業所の設置・販路開拓に対する助成等を行う。

☞ クリエイターのネットワーク化推進

しがクリエイター情報データベース(H26 年 3 月運用開始)の活用やセミナー開催等により、クリエイティブ事業者のスキルアップとともに、情報を発信しクリエイター間の協働や他産業との連携を促進。



☞ クリエイティブ産業振興支援事業補助金（補助率 1 / 2）

- (1) 事業所開設支援：県内のクリエイティブ事業所の新增設等を支援（限度額 500 千円）。
- (2) 展示会出展支援：全国規模の展示会等への出展を支援（限度額 150 千円）。

☞ クリエイティブ産業交流会

滋賀クリエイターズ協会等と連携し、クリエイティブ事業者のネットワーク化や異業種との交流・連携の場としてクリエイティブ産業交流会を開催。



☞ クリエイティブプロデューサー人材育成

クリエイティブ産業の振興に求められるクリエイティブ部門の専門知識に加え、異業種の商品企画のノウハウを熟知したプロデューサーとなる人材を座学とワークショップを通じて育成。

☞ 滋賀クリエイターズ協会

滋賀のクリエイティブ事業者をはじめ産学官のメンバーからなる「滋賀クリエイターズ協会」(H26 年 3 月発足) の活動を支援。

クリエイティブ産業活用モデルの創出

新規 27 年度予算額：3,900 千円

クリエイティブ産業が有する高付加価値化の要素を県内のものづくり企業と融合させることで、より訴求力のある製品のモデル創出を目指すとともに、雇用の創出を図る。

☞ ビジネスマッチング会の開催

クリエイティブ事業者と製造業者等とのビジネスマッチングによる新たな事業展開の創出を促すため、マッチング会を開催。

☞ クリエイティブ産業活用モデル創出補助金（補助率 1 / 2）

県内のクリエイターと製造業者等が連携して行う、滋賀の地域資源を活用したコンテンツ等の制作を支援（限度額 1,000 千円）。

滋賀ものづくり経営改善センター（MMIC）事業
Shiga-Manufacturing Management Improvement Center

新規 27年度予算額：5,708千円

- 『ものづくりの組織能力を強化・推進する産業人材を育成することにより、県内企業の持続的な成長の基盤を造成し、地域社会の付加価値を高め、雇用拡大を目指します(地域創生)。
 ①ものづくり改善インストラクターを養成することと、②インストラクターを希望する中小企業に派遣すること、により当該企業にも人材の根を広げ、持続的な生産性改善を支援します。』

趣旨・目的

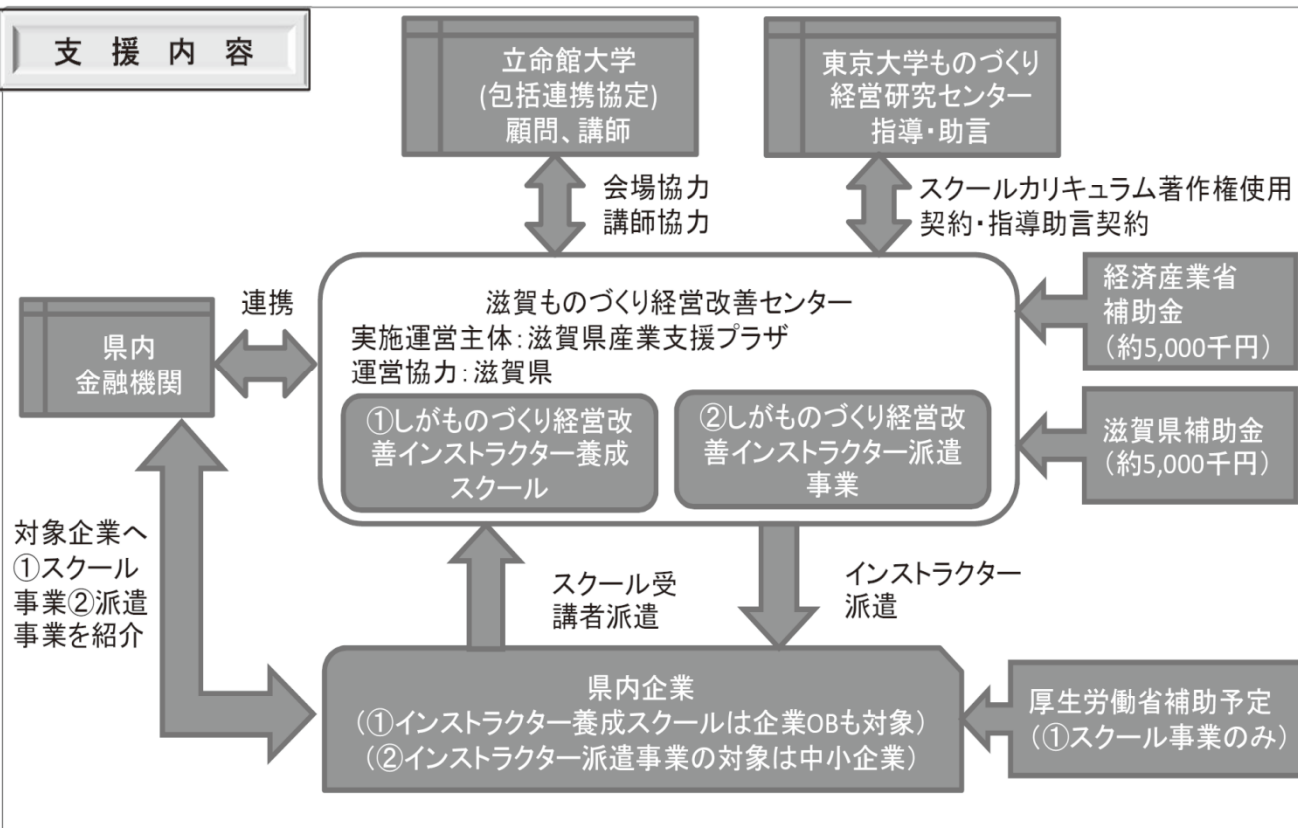
県内企業の経営基盤強化・安定を図るために、企業の中にもものづくり技術※を習得し活用できる人材を育成することを目的に、滋賀県産業支援プラザ内に「滋賀ものづくり経営改善センター」を開設し、現役、企業OBを対象とした産業人材育成事業を各種実施します。

※ものづくり技術とは、「個々の固有技術をつなぎ合わせて、顧客に向かう『良い設計の良い流れ』を作る技術」のことをいいます。

対象となる方

- ①滋賀ものづくり経営改善インストラクター養成スクール
 - 県内企業製造部門責任者、企業OB等
- ②滋賀ものづくり経営改善インストラクター派遣事業
 - 県内中小企業

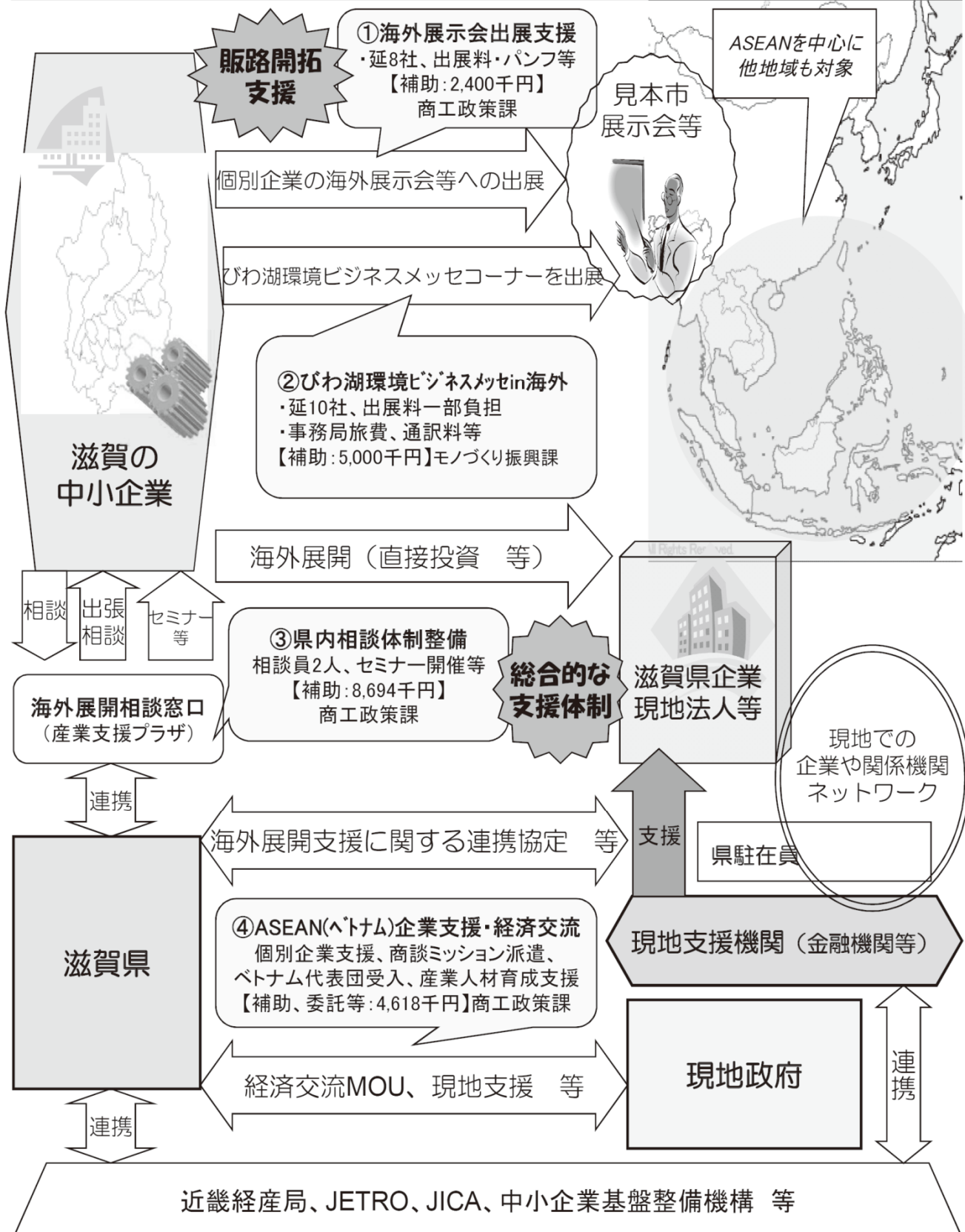
支援内容



中小企業の海外展開への総合的な支援

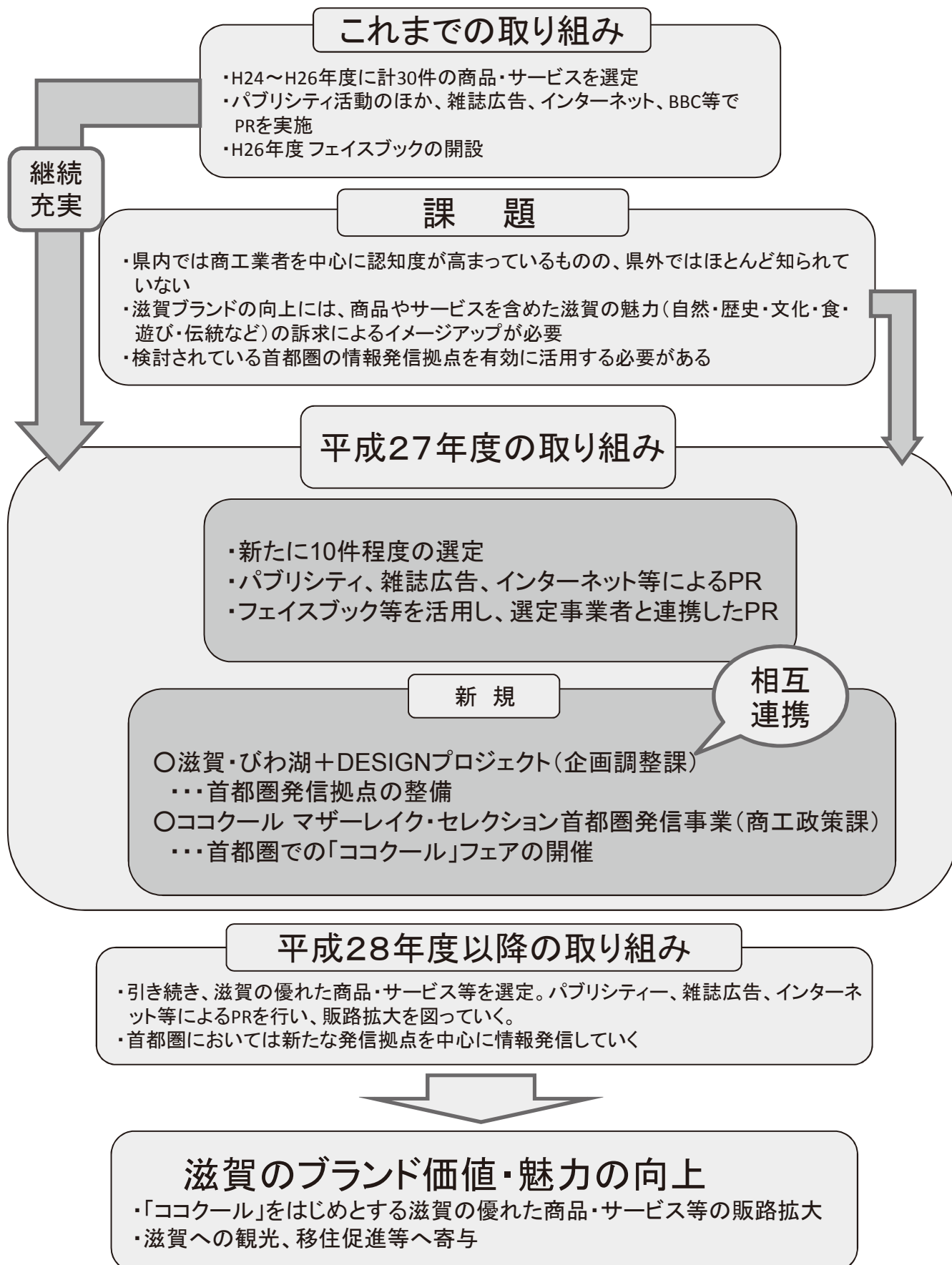
27年度予算額: 16,132千円(26年度予算額: 15,960千円)

国内の人口減、市場・労働力縮小の中、成長が見込まれる海外需要の取込みによる企業成長を支援



「ココクール マザーレイク・セレクション」首都圏発信事業

新規 27年度予算額:2,581千円



滋賀の強みを活かす 5つのイノベーション創出支援事業

26年度補正予算額：52,483千円

【目的】

中小企業者等が行うイノベーション*の創出を図るための取組に対し、経費を補助することにより、新たな需要の開拓や県内での経済循環の活発化につながるなど、本県経済を牽引する新しいビジネスモデルの構築等を促進し、本県経済の活性化と雇用の維持・拡大、地域の活性化を図ることを目的とします。

※イノベーション：「滋賀県産業振興ビジョン」（平成27年3月策定）に基づき、新しい技術や商品・サービスの開発をはじめ、それまでのモノや仕組みなどに対して、新しい発想や技術を取り入れて、新たな価値を創造し、社会や暮らしによりよい変化をもたらすこと。

【補助対象とするイノベーションのテーマ】

「滋賀県産業振興ビジョン」に定める以下の5つのテーマに資する事業

- | | | |
|------------------|----------------|---------------|
| (1) 「水・エネルギー・環境」 | (2) 「医療・健康・福祉」 | (3) 「高度モノづくり」 |
| (4) 「ふるさと魅力向上」 | (5) 「商い・おもてなし」 | |

【補助対象者】 県内に事務所または事業所を有する中小企業者等

【補助対象事業】

イノベーションの創出に資するビジネスモデルの構築を図るために実施される以下の事業の全部または一部

- (1) 新たな技術・商品・サービスの開発（既存技術等の転用や組合せ、隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等）を含む。）事業
- (2) 商品等の新たな生産および販売方式の開発事業
- (3) サービスの新たな提供方式の開発事業
- (4) 新たな市場の開拓、販路の拡大事業
- (5) 新たな原材料・資源の開発事業
- (6) 上記に掲げる事業を推進するための新たな組織の形成事業
- (7) 上記に掲げる事業を推進するための人材育成事業 等

【補助率等】

- (1) 補助率：補助対象経費の3分の2以内
- (2) 補助限度額：1件あたり100万円以上、1,000万円以内

滋賀の“ちいさな企業”魅力発信事業

新規 27年度予算額:6,000千円

課題と目的

課題

人口減少社会にあっても、魅力・活力を高める滋賀づくりを実現するためには、地域の経済や雇用を支え、コミュニティ維持において大きな役割を果たしている“ちいさな企業”の活性化が重要であるが、その役割や魅力などが県民等に十分に伝わっていない。

目的

そこで、各地域において、魅力的な製品やサービスを提供している“ちいさな企業”の活性化につなげていくため、県民等が推薦する県内の“ちいさな企業”を募集し、推薦された企業の魅力や役割について、Webを活用して情報発信を行う。

事業内容

※“ちいさな企業”とは：小規模企業を中心とする中小企業のこと

“ちいさな企業”募集・審査事業

- ・県内の魅力的な“ちいさな企業”に関する情報収集を行うため、県民等がお奨めする県内の“ちいさな企業”を通年で募集し、情報発信する企業を審査する。
- ・選定された企業について、Webを活用して情報発信を行う。

情報発信



Webによる発信

- ・“ちいさな企業”の事業活動を広く発信するため、推薦された“ちいさな企業”の情報をWebを活用して情報発信を行う。
- ・Web動画で情報発信するだけでなく、県民も口コミ等により“ちいさな企業”に関する魅力を発信できる仕組みとする。（双方向の情報発信）



- ◎ “ちいさな企業”の役割や魅力を県民等が認識
- ◎ “ちいさな企業”の活性化に向けた機運の醸成

地域の創業応援隊事業

新規 27年度予算額:5,900千円

■現状・分析

➡ **滋賀県の開業率** ※参照:中小企業白書2014

2.7% (H21経済センサスー活動調査ベース(調査期間(H18-H21)の平均)) 参考:全国 2.6%

↓

1.8% (H24経済センサスー活動調査ベース(調査期間(H21-H24)の平均)) 参考:全国 1.9%

➡ **起業家の現状** ※参照:中小企業白書2014

・起業家が起業を決意し、実際に起業し、事業を継続・成長させるまでに様々な課題に直面することとなるが、起業に関する相談相手について調査したところ「相談相手がいない」と回答した割合が43%であった。

・また、起業に関する相談をすることについて抵抗を感じるかについて調査したところ、約3割が抵抗を感じると回答し、その理由については「起業家、経営者としての能力や素養を否定されることへの不安」「相談しても満足いく答えを得られないと思っているから」を選択する割合が高いことがわかった。

■課題と今後の方向性

[課題]

開業率が低い!
相談支援体制が弱い!

[対応策]

地域の創業応援隊事業の実施

IM(※)養成
研修の実施

+

IMの紹介
冊子作成

※インキュベーション・マネージャー。起業家を支援し事業化までを導く専門家。

開業率の
向上!!



起業後の事業化
促進!!

■事業内容:地域の創業応援隊事業

①地域の創業応援隊育成事業

・IM養成研修の実施

前期スクーリング
(集合研修)

3日間



4か月間



後期スクーリング
(集合研修)

2日間

[翌年度]

提出した活動計画を基に創業応援隊として
県内各地で支援活動

日本ビジネス・インキュベーション協会や滋賀IMネットワーク等が実施する研修会やシンポジウムへの参加

②地域の創業応援隊の情報発信

目標
年間10名のIM
を養成

①地域の創業応援隊育成事業

IMとしての専門知識と技量を習得することを目的とし、スクーリング(前期・後期)に加え、実際に起業家に対応する実習、創業セミナーの企画・開催等を行う研修、さらには、2箇所の県内インキュベーション施設での現場研修など、IMとしての実務を体験、習得できる内容とする。また、研修終了後には、今後1年後の活動計画を作成させ、創業応援隊として県内各地で支援活動を行う。

研修対象者:産業支援機関(商工会、商工会議所等)、県内ビジネス・インキュベーション施設で起業支援に携わる方

②地域の創業応援隊の情報発信

既存のIMおよび上記IM養成研修生の修了生等を紹介する冊子を作成し、今後起業を考えている方に届くよう、各関係機関に配布する。HPへも掲載。

滋賀発創業・新事業促進事業

26年度補正予算額: 21,474千円

現状・課題

人口減少！
開業率の低迷！
販路先の確保！

対応策

滋賀発 創業・新事業促進 事業実施

- ① しがニュービジネスプランコンテスト開催
- ② しがインキュベーション施設入退居者販路開拓支援補助金

成果目標

滋賀発 創業・新事業発掘！！ 起業後の成長促進！！

- ① しがニュービジネスプランコンテストへの応募件数 100件以上を目指します。
- ② 支援企業の販路開拓の実現率 90%以上を目指します。



■事業概要

※ 本事業は、地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金(地方創生交付金)を活用して実施します。

掘り起こし

① しがニュービジネスプランコンテスト開催

県内において創業・新事業を目指す方を対象に有望なビジネスプランを募集・表彰することで、滋賀発の創業・新事業の掘り起こしを行います。ビジネスプラン作成にあたっては、産学官金で連携して支援を実施します。

- ☆賞・特典等
- 最優秀賞 1件
 - 優秀賞 2件
 - 応援賞 2件
 - + ハンズオン支援



成長促進

② しがインキュベーション施設入退居者販路開拓支援補助金

起業・新事業に既に取り組んでいる県内の公的・大学インキュベーション施設入退居者を対象に、販路開拓支援として展示会等への出展費用の一部を補助することにより、事業の成長促進を図ります。

☆補助率：3分の2以内

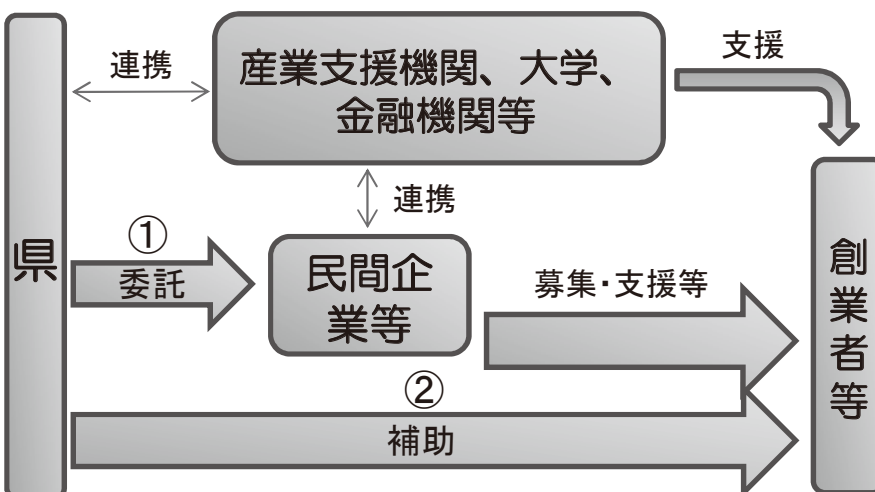
★：国内 30万円
国外 50万円



募集期間中に、県内各地で説明会・相談会を実施します！



■事業スキーム



ちいさなものづくり企業等成長促進事業

27年度予算額：9,000千円（26年度予算額：9,200千円（ものづくり小規模事業者等成長支援事業））

事業概要

国内需要の減少や大企業の海外移転など、中小企業・小規模事業者（以下、「小規模事業者等」という。）を取り巻く国内の取引構造は大きく変化しており、これに伴って、県内のものづくりを支えてきた小規模事業者等の経営環境は、これまで以上に厳しくなっています。

この状況を打開するため、ものづくりに関わる小規模事業者等が必要とする情報の収集や、受発注体制強化についての取り組み、自社分析についての支援を実施することで、事業機会の拡大、企業価値の強化・向上および新規成長分野への進出を推進し、小規模事業者等の自立的・継続的な成長を支援します。

事業内容

1. 自社分析の支援・PR力向上

企業情報シート作成補助などをおして、自社の経営状態や技術やノウハウといった強みや弱みなどの把握について支援すると同時に、自社を効果的にPRできるよう展示会出展やマッチング時に助言を行います。

2. 受注体制の強化

小規模事業者等の受注につながるような仕組みや実例、共同受注などの先進的な取り組み、経営分析や人材育成といった受注体制の強化につながるセミナーおよび勉強会を開催します。

3. 販路開拓・調達情報収集

発注元企業へ訪問し、調達に関する情報を収集するとともに、この情報を分析し、小規模事業者等へ提供します。また、発注企業とのマッチングを図るため、商談会を開催します。

平成27年度の計画

- ・企業情報シートの作成支援 : 10件程度
- ・調達元企業の情報分析および情報提供 : 1回以上
- ・展示会、マッチング会の開催 : 2回以上

健康創生産業育成事業

新規 27年度予算額：14,405千円

事業概要

国内外において今後の成長が期待される健康創生産業の創出・振興を図るため、国の指定を受けた「滋賀健康創生」特区の枠組みを活用しながら、中小企業による医療・健康機器開発や健康支援サービス提供の取組への支援を行います。

事業内容

1. 健康創生産業創出エコシステム推進事業

医療ニーズや技術シーズの目利きに長け、医療機器開発・事業化の経験豊富なコーディネータと、これをサポートするコーディネータスタッフを設置し、ニーズ・シーズの探索、マッチングの取組の充実と、医療機器産業への参入に向けた着実なアドバイスを通して、事業化可能性の高いプロジェクト構築を目指した取組を行います。

2. 健康創生特区推進事業

医療・健康機器開発と健康支援サービス創出について、国の指定を受けた「地域の“ものづくり力”を活かした『滋賀健康創生』特区」事業の推進に必要な取組（地域協議会開催、国と地方の協議会対応、特区事業・支援措置等の周知・広報等）を実施します。

3. 健康創生金融サポート推進事業

中小企業が保有する売掛債権や在庫、機械・設備等の幅広い動産・債権を担保とする新たな金融手法（ABL）を支援することで、中小企業による医療・健康分野への進出や事業拡大に必要な成長資金の供給を促進します。

プロジェクトチャレンジ支援事業

27年度予算額：52,112千円（26年度予算額：24,118千円）

【目的】

中小企業者等の技術開発を促進し、新分野への進出や新産業の創造に資することを目的とし、中小企業者等が自ら行う新製品、新技術に関する研究開発に必要とされる経費の一部を助成

【補助対象技術分野】

滋賀県産業振興ビジョンに定める「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」、「高度モノづくり」、「ふるさと魅力向上」、「商い・おもてなし」のいずれかに関連した産業に資するもの

【補助対象者】

滋賀県内に本社あるいは事業所を有する中小企業者等であり、下記のいずれかの条件を有するもの

1. 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業のチャレンジ計画の認定を受け、その計画を実施するもの
2. これからチャレンジ計画の認定を受けようとするもので、滋賀県立の工業技術センターの支援を受けながら計画の策定および事業を実施しようとするもの（キックオフステージに限る）

【補助率】

1. 単独研究型：補助対象経費の1／2以内
中小企業者等が単独で行うもの
2. 共同研究型：補助対象経費の2／3以内
中小企業者等が共同研究体を構成して行うもの

※「共同研究体」とは、中小企業者等と大学等の2者以上で構成された連携体で、共同研究契約書等で研究開発の役割分担等の取り決めのあるもの

【補助限度額】

1. キックオフステージ：100万円以内
研究開発の初期段階で技術的な可能性、事業化の可能性を検証するための調査研究およびアイデアの権利化
2. チャレンジステージ：100万円超～2,000万円以内
十分な調査研究と基礎研究の結果のもとに行う新技術の実用化や新製品の試作等のための研究開発
3. チャレンジステージ（小規模事業者枠）：100万円超～300万円以内
小規模事業者（製造業で従業員20人以下、商業・サービス業で従業員5人以下）が対象

【募集時期】

平成27年4～5月

ふるさと滋賀就職応援事業

新規 27年度予算額：24,228千円

若年求職者等

県内中小企業等

企業情報不足

ミスマッチ

人手不足

- ・地元企業への就職希望学生等は増加傾向
- ・各企業の魅力の不知（業種イメージだけで判断してしまう）
- ・県内企業の不知（調べる手段がない）

- ・知名度の不足（PRの不足、HPの有無など）
- ・採用活動に多くの費用をかけられない

内容

若者の地元志向の醸成 + 県内企業の魅力発信

- 県内大学をはじめ、関西・首都圏大学への訪問、学生への県内企業PR
- 学内U・I・Jターン就職相談会へのブース出展
- 就職準備セミナー等の開催

- 企業情報サイト「WORKしが」への登録企業の開拓、企業情報の一元化
- 学生向け企業研究冊子の作成・配布
- インターンシップ受入可能企業の情報提供

若年求職者と県内中小企業の出会いの場の提供

大学や経済団体等と連携した
合同就職面接会

対象者：平成27年度卒業予定者等
(大学4回生等)

若年求職者と県内中小企業が一堂に会す
合同企業説明会

対象者：平成28年度卒業予定者等
(大学3回生等)

企業見学会

バスツアー

企業交流・意見交換会

経済団体

県内企業

大学

ハローワーク

おうみ若者未来サポートセンター

市町

『県内中小企業の人材確保』・『地元就職の促進』

ネクストチャレンジ推進事業

新規 27年度予算額：17,000千円

中高年齢者を対象に就労支援を図ることで、就業率を向上させ、全員参加型の持続的な地域づくりの実現を目指します。

シニアジョブステーション滋賀

平成27年4月開設

大津市梅林1-3-10 滋賀ビル 5階

TEL 077-521-5421

滋賀県委託事業(シニア相談コーナー)

ハローワーク大津

就労プランナー 2人

一体的運営

職業相談員3人

- キャリア相談
- キャリアアップ相談
- 専門相談
(介護福祉分野等)



- 職業相談・職業紹介に関する業務等
- ・求人情報の提供
- ・職業相談、紹介等

セミナー講師

- 中高年齢者向け就労支援セミナー
- 中高年齢者向け就労意欲喚起セミナー
- 企業向けセミナー・面接会

連携

各公共職業安定所

市 町

関係機関・団体

6月初旬オープン予定

中高年齢者の就業率の向上・労働力の確保

全員参加型の持続可能な社会へ

滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト事業

新規 27年度予算額：221,100千円

- 県内企業の人材育成や新分野への進出、研究開発等による事業拡大を支援することにより、安定的で良質な雇用の創出を図ります。

趣旨・目的

「滋賀県産業振興ビジョン」を踏まえ、「高度モノづくり・環境」分野と「食料品」分野において、重点的に人材力の強化と経営基盤力・連携力等の強化を図る取組等を実施し、雇用の受け皿づくりと安定的かつ良質な雇用の創造を目指す。

対象となる方

- 「高度モノづくり・環境」分野と「食料品」分野の県内企業
- 対象分野の県内企業への就職を希望する求職者の方

支援内容

1. 産業別就職支援事業 [労働雇用政策課(滋賀県産業支援プラザ)]
合同企業説明会を実施し、求職者と企業のマッチングを促進する。
2. モノづくり技術人材育成事業 [モノづくり振興課(工業技術総合センター)]
「高度モノづくり・環境」分野の企業の従業員を対象にセミナーや講習会、実習を組み合わせた一連のカリキュラムを実施する。
3. 企業提案型人材力育成確保事業 [労働雇用政策課(滋賀県産業支援プラザ)]
個々の企業における新規事業展開等への流れを促進する取組に対し補助を行う。
4. 新事業展開等人材力育成確保事業 [労働雇用政策課(滋賀経済産業協会)]
「高度モノづくり・環境」分野の企業を対象に、「技術の横展開講座」を開催する。
5. クリエイティブ産業活用モデル創出事業 [商工政策課]
対象分野の企業とクリエイティブ企業とのマッチング会を開催する。
6. 若年求職者技能習得支援事業 [労働雇用政策課]
若年求職者を対象に、座学研修や就業体験等を行い就職を促進する。

カラット

CARAT 滋賀・女性・元気プロジェクト (女性活躍推進課所管分)

27年度予算額:17,953千円(26年度予算額:3,573千円)

女性のターニング
ポイント応援事業

【830千円】

- 28歳からのハッピーキャリア Cafe開催事業
- 育休後のハッピーキャリア Cafe開催事業

仕事と家庭の両立に向けて、結婚や育休後のキャリアイメージを描くためのセミナーを開催。

企業における女性活躍推進事業

【1,000千円】

●働く女性編

リーダーに必要なスキルと意欲の向上を図る講義と、ロールモデルの体験を聞き、参加者同士の交流によるネットワークづくりのためのセミナー。

●経営者編

企業における女性活躍推進に向けて、先進的に取り組む企業の社長の実践に学び、経営者の理解促進を図るセミナー。

離職の選択？
キャリアアップ断念？
結婚後や子育て期の仕事
に対する不安を解消！

就職

結婚

出産・
子育て

継続就労

キャリア・
アップ



男性の家事・育児参画や上司の理解を進め、女性の活躍を応援するキーパーソンを増やす！

『俺の男女共同参画』推進事業

【2,896千円】

- いいね！
男性の多様な生き方応援事業

男女共同参画が男性にとっても利点があるという理解と行動を促すため、多様な事例をフリーペーパーに掲載して紹介する。

- 男性の育児休業取得奨励金支給事業

企業における男性労働者の育児休業取得促進のため、事業主が男性労働者に育児休業を取得させた場合に、当該事業主に対し、奨励金を支給する。

市町女性活躍推進事業費補助金

【9,140千円】

市町が行う女性活躍推進事業について補助を行う。

滋賀のイクメン・イクボス
養成プロジェクト事業



【4,087千円】

- 滋賀のイクメン
養成講座開催事業

育児に積極的に関わりたいと考えている男性を対象とした連続講座を開催し、具体的な実践を支援することによりイクメンを増やす。

- 滋賀のイクボス
養成講座開催事業

部下の育児を積極的に応援しながら仕事での成果も上げる上司「イクボス」を増やす講座を開催。

- 滋賀のイクメン・イクボス
発掘・発信事業

イクメン、イクボスの実践を後押しするため、多様な事例をフリーペーパーに掲載して紹介する。

- 男性の仕事と家庭の
両立研究会開催事業

イクメン・イクボス等が集い、女性の活躍を応援する男性の家庭進出、仕事と生活の両立の加速を図るための方策について検討する。

滋賀マザーズジョブステーション

27 年度予算額 : 51,498 千円 (26 年度予算額 : 55,112 千円)

(女性活躍推進課 : 49,218 千円、子ども・青少年局 2,280 千円)

滋賀県では、**結婚・出産・育児期に一旦仕事を辞める女性が多い状況**にある。
その理由として、子育て期の男性の長時間労働の問題、仕事と子育て、家事との両立が難しい実態、女性にとっては仕事か家庭か二者択一を余儀なくされる状況等が考えられる。

子育て期の女性(無職)の 6 割が、就職を希望!



仕事と子育ての両立に向けての不安・心配

- ・仕事をしながらの子育ての不安
- ・求職中の託児の問題
- ・勤務時間や条件等の不安
- ・企業とのマッチング など

子育て中の女性に対し、就職活動をスムーズに始めるための支援が必要

滋賀マザーズジョブステーション

出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性、仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性等の就労を応援する**ワンストップの窓口**を県内2ヶ所で運営

平成23年10月 滋賀マザーズジョブステーション開設
(近江八幡市鷹飼町 80-4 県立男女共同参画センター内)

平成26年 8月 滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前開設
(草津市大路一丁目 1-1 ガーデンシティ草津 3階)

- マザーズ就労支援相談コーナー (キャリアカウンセリング、仕事と家庭の両立支援相談)
- ハローワーク職業相談コーナー (職業相談、職業紹介)
- 母子家庭等就業・自立支援センター (ひとり親の方への就業に関する相談や情報提供)
- 託児、就職に向けてのセミナーの実施

託児付き

女性のチャレンジ支援

起業や社会参画したい思いを応援

女性のキャリアアップ支援

働き続けたい思いを実現

女性の多様な生き方を応援し、
活躍の場が広がる魅力ある滋賀へ



男女共同参画センター事業の概要

27年度予算額:58,205千円 (26年度予算額:55,368千円)

I 講座・研修

地域の課題解決に向けて男女共同参画の視点での実践的な事業の展開

- ◇人材育成
 - ・さんかく塾(地域のリーダー等を対象)
 - ・教職員さんかく講座
- ◇啓発
 - 【広く県民、事業者、学校、自治会等を対象】
 - ・「これなら学べる!さんかく出前講座・出前授業」
 - ・しがWO・MANネット講座
 - 【若者向け】
 - ・若年層向け啓発セミナー(中高大学生対象)
 - ・「これなら学べる!さんかく出前授業」(再掲)
 - 【PTA、教職員、男女相談員、民生児童委員等】
 - ・デートDV防止啓発セミナー
- ◇市町支援
 - ・市町男女共同参画担当職員研修
 - ・共催事業の開催
- ◇図書利用セミナー

II 相談事業

複雑化・深刻化する事例への専門的な対応

- ◇男女共同参画相談
 - ・心理相談員3名の体制によりカウンセリングを充実
- ◇専門相談
 - ・弁護士による法律相談、臨床心理士によるDVカウンセリング
- ◇男女共同参画相談ネットワークの運営
 - ・市町等で相談業務に携わる職員等のスキルアップとネットワークづくり

III 情報発信・調査研究

図書・資料の有効活用

- ◇図書・資料室の運営
 - ・ライブラリーツアー、ブックトラック、図書資料の企画展示
 - ・大学や各市男女センター等へのパック貸出
 - ・大学等の研究機関への専門図書情報の定期的な提供
- ◇広報誌「G-NETしが」
 - ・年2回発行、テキストとしても活用
- ◇ホームページの運営、メルマガの発行によるタイムリーな情報発信
- ◇G-NETメイツの登録者への情報提供



IV 交流・活動の支援

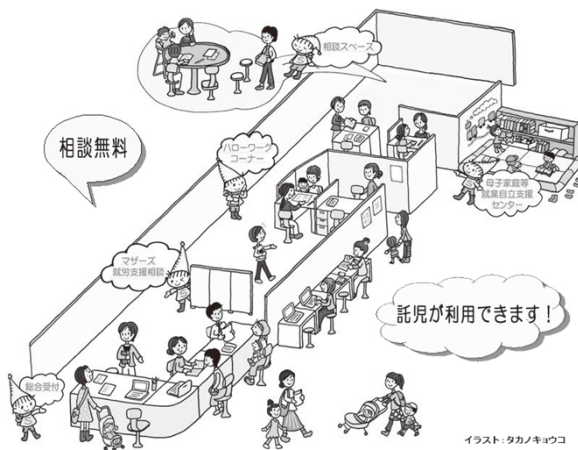
若者や男性、企業等新たな層を巻き込んだ交流活動の推進

- ◇県内5センター連携事業(さんかく映画祭)
- ◇男女共同参画推進員研修
- ◇G-NETしがフェスタ
 - (団体、企業等の交流と成果発表の場)
- ◇しがWO・MANネット団体との協働・共催事業
- ◇ギャラリー企画展

女性のチャレンジ支援事業

- ◆女性のチャレンジシンポジウム
 - 関係機関・団体とのコラボによる
 - ＜女性のチャレンジを総合的に応援する場＞
- ◇夢をカタチにする「マザーズチャレンジカフェ」
- ◇女性のチャレンジ支援講座
- ◇女性のためのチャレンジ相談
- ◇実践を学ぶチャレンジショップ
- ◇チャレンジサイトの運営、支援機関との共催事業

各種支援機関・団体との連携によるチャレンジ女性への細やかなフォローアップと新たなチャレンジ女性の発掘



滋賀マザーズジョブステーション

国際観光推進事業

27年度予算額：22,561千円（26年度予算額：18,400千円）

1. 事業概要

海外からの観光客誘致を強化するため、訪日観光客上位の東アジアに加え、伸びが大きい東南アジアへのプロモーション活動を行うとともに、インターネットを活用した情報発信や個人旅行者向けのPRツールの充実などにより、認知度向上、旅行商品造成促進、訪問・宿泊客数の増加を図る。

あわせて、増加する外国人観光客へ対応するため、受入施設等に対する通訳支援事業を試し、外国人観光客の受入環境の向上を図る。

2. 事業内容

(1) 観光ミッション派遣（東アジア、東南アジア等）

関西・中部のプロモーションや旅行博覧会への出展などとも連携しながら、東アジア・東南アジア地域に職員を派遣し、政府機関、旅行会社、メディア等へのセールス活動を通じて、滋賀の認知度の向上、旅行商品の造成を図る。

(2) ウェブによる情報発信強化事業

海外では旅行情報入手先の上位を占めるインターネットが有効な発信ツールであることから、WEBサイト「go.biwako」の充実、フェイスブックや海外の観光関連関係者あてのメールニュースによる発信を継続し、一層の誘客を図る。

(3) 情報発信ツールの整備事業

増加する海外の個人旅行者を誘客するため、昨年度作成した訪日観光客向けパンフレット（英・繁・韓）を増刷するとともに、新たに3言語分にも対応したパンフレットを作成する。また、北陸地方とも連携した沿線観光マップを作成するなど、情報発信ツールの充実を図る。

(4) 京都府連携 VJ 事業

国を挙げて訪日外国人旅行者数の増加に取り組むVJ（ビジット・ジャパン）事業の一環として京都府と連携し、東南アジア地域等の旅行会社へのプロモーションや旅行博覧会への出展により、旅行商品の造成および訪日観光客の誘致を図る。

(5) 訪日教育旅行誘致事業

将来のリピーターとして滋賀県への旅行者の増加に繋がる訪日教育旅行の誘致を図るため、近隣自治体と連携したプロモーション等を行う。

(6) 情報発信・誘客活動の強化事業

本県の認知度向上を図るため、広域連携組織とも連携し、多くの来場者が集まる海外の旅行博覧会等に出展し、観光PRや現地での旅行商品の造成促進、プロモーション等を積極的に行う。

(7) 海外メディア等招請事業

海外のメディア（テレビ局、旅行雑誌、ブロガー）等を招請し、県内観光地への取材等を通じた発信により、滋賀・びわ湖の認知度向上および本県への旅行意欲の向上を図る。

(8) 県内施設多言語対応支援事業

本県への外国人観光客の増加に伴う受入環境整備を図るため、宿泊施設や観光施設、免税店等を対象とした多言語通訳を提供するコールセンター事業を試行的に実施する。

観光キャンペーン推進事業

新規 27 年度予算額 : 5,260 千円

1. 事業概要

国内においては、平成 32 年度の東京オリンピック・パラリンピックをはじめとした大規模イベントが、県内においては、平成 36 年度に滋賀国体の開催が予定されています。また、近年において海外からの訪日観光客が大幅に増加しているなど、本県にとって交流人口を増加させる絶好の機会が到来しました。

この好機をとらえ、「滋賀県観光交流振興指針」の目標を実現するため、指針の計画期間の最終年度である平成 30 年度を目途に、滋賀県では県内市町および関係団体、関係事業者等とともに、旅行エージェントやマスコミ等を巻き込んで、大型観光キャンペーンの実施に向けて取り組む予定です。

平成 27 年度は、この事業を円滑かつ効果的に実施するための基礎調査を行うとともに、関係団体とともに協議を重ね、多様な意見を積み上げて、大型観光キャンペーンの基本計画を策定します。

2. 事業内容

(1) 大型観光キャンペーンの事例調査および県域の各団体の意向調査

他府県の大型キャンペーン事例調査を行うとともに、県内の市町、観光協会、観光事業者を始めとする各団体に対して、大型観光キャンペーン実施に関する意向調査を実施します。

(2) 大型観光キャンペーン検討協議会の企画および運営

県域の観光協会や観光事業者等からなる検討協議会を開催し、上記(1)の調査結果をふまえて議論を行い、大型観光キャンペーン実施に向けたテーマや事業展開イメージの検討、課題の洗い出しなどを行います。

(3) 基本計画の策定

以上の検討を踏まえ、大型観光キャンペーン実施に向けた基本計画を策定します。

「ようこそ滋賀」魅力発信事業

26 年度補正予算額：191,700 千円

1. 事業概要

滋賀県には、「『よいもの』があるのに知られていない」と言われていることから、本県の観光スポット、歴史文化、グルメ、ロケ地など豊富な滋賀の魅力を、メディアミックスにより情報発信し、観光地「滋賀県」の認知度を向上させ観光誘客を図る。

特に、女性を対象とした旅行市場の動きが活発であり、影響力も大きいことから、女子旅に焦点をあて、女性を引き付ける旅を提案し情報発信を行う。

2. 事業内容

(1) 女子旅による地域観光推進事業

本県にある様々な素材を活かして、女性に魅力のある観光資源とし、女子旅として提案する。また、モニターツアーを実施するとともに、アプリ等により情報発信する。

○素材を活かした女子旅の展開

体験（山ガール、サイクリング、グルメ、癒し、健康づくり等）、歴史（歴女、仏女等）などによる女子旅を開発する。

○モニターツアーの実施

テーマに応じた複数のモニターツアーを実施する。

○女子旅モデルコース等の情報発信

ビワイチアプリ等とも連携して情報発信を行う。

(2) 女性を引き付けるメディアミックスによる情報発信事業

滋賀ならではの魅力について、メディアを統一コンセプトで活用し、首都圏、京阪神地区において、女性を引き付ける情報発信を集中的に行う。広告代理店等から、効果的なメディアミックスについて提案を受け、優れた企画で効果的に情報発信を行う。

【想定するメディアミックス】

○テレビCMの製作と放映

女性に訴求力のあるタレントを活用したCMを製作し、首都圏、京阪神で放映を行う。

○動画製作とインターネットでの発信

女性を引き付けるPRビデオを製作し、YouTube や SNS により情報発信する。

○交通事業者による広告、雑誌広告等の実施

その他、女性の来訪に影響力のあるメディアでPRを行う。

○パブリシティの活用

メディアミックス開始時のプレス向け発表会、県内観光地をマスコミに紹介するプレスツアーによりメディア掲載を促進する。また、旅番組の誘致を行い、その製作を支援する。

○環境整備

事業の実施に必要な人員の確保、PR資材の調達等を行う。

国際観光推進事業

26年度補正予算額：48,447千円

1. 事業概要

海外からの観光客誘致を強化するため、訪日観光客へ効果的に発信できる観光情報ウェブサイトを構築するとともに、海外の重要市場に向けた魅力発信を強化する。

2. 事業内容

(1) 訪日観光客向け観光情報ウェブサイト構築事業

増加する訪日観光客に対して、効果的・効率的に観光情報を発信し、更なる誘客および県内周遊機会の増加に繋がる訪日観光客向けの観光情報ウェブサイトを構築する。

○構築する観光情報ウェブサイトの主な特徴

- ・4か国語（英語、中国語（簡・繁）、韓国語）への対応
- ・モバイル端末への対応や地図情報と連携した観光スポット情報の提供、検索機能の強化・充実など、個人旅行者等が活用できる具体的な観光情報の発信
- ・県域Wi-Fi事業とも連携した効果的な情報発信 など

(2) 海外市場情報発信強化・誘客促進事業

本県を訪れる外国人観光客が急増しているこの機会を捉え、更なる誘客を図るため、台湾やタイ・マレーシア等の重要市場に向けて観光情報の発信および誘客促進事業を展開し、本県の魅力発信の強化を図る。

○観光情報等の発信強化事業

- ・現地メディア等と連携し、各種媒体やSNS等のツールを活用した効果的な観光情報の発信を行う。

○海外旅行博覧会等への出展事業

- ・重要市場である台湾で開催される旅行博覧会等に出展し、観光情報を発信するとともに、現地旅行エージェントとの商談による旅行商品の造成を図る。

○現地プロモーション事業

- ・知事によるトッププロモーションによって、現地旅行エージェントへのセールスや現地セミナー等を実施し、観光情報および食・特産品などの本県の魅力発信および旅行商品の造成を図る。

○旅行エージェント等の招請事業

- ・現地旅行エージェント等を招請し、県内視察や観光施設・宿泊施設等との商談会等を実施することにより、本県への旅行商品の造成を図る。

観光消費喚起事業

26 年度補正予算額：1,271,387 千円

1. 事業概要

- ・滋賀の名物商品を購入される方への助成により、滋賀の名物商品の購入喚起・拡大を図る。
- ・旅行券を購入される方への助成により、県内宿泊施設での消費喚起・拡大を図る。
- ・これらの取組により、滋賀の認知度向上、マーケティング戦略強化を図る。

2. 事業内容

- (1) ふるさと名物商品（滋賀の名物商品の購入喚起・拡大を図る）：3割引を想定
 - ・ココクール選定商品や琵琶湖の幸など「滋賀のええもん」を全国に販売する。
 - ・通販サイトを活用した販売を想定。
 - ・全国の消費者は、滋賀のええもんを割引価格で購入。
 - ・事業者（出品者）には割引分を交付金により支払い。
- (2) ふるさと旅行券（県内宿泊施設での消費喚起・拡大を図る）：5割引を想定
 - ・滋賀県内の宿泊施設で利用できる旅行券（クーポン券）を販売する。
 - ・旅行券（クーポン券）は、通販サイト、旅行会社等で販売を想定。
 - ・全国の消費者は、旅行券（クーポン券）を割引価格で購入。
 - ・購入者は、県内宿泊施設利用時に現金と同様に旅行券（クーポン券）を使用。
 - ・事業者（宿泊施設）には旅行券（クーポン券）使用分を支払い。

4. 平成 27 年度制度融資一覽表

滋賀県信用保証協会保証制度

滋賀県信用保証協会は、県内の中小企業の方が金融機関から事業資金の融資を受ける際、借入債務の保証をすることで、中小企業の方の資金調達力を強め、融資の道を開くなど信用補完を通じて企業の健全な育成発展を目的とする公的機関です。

1. 利用するための要件

営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象とします。また事業の本拠所在地についても次の(1)または(2)に該当すれば保証の対象となります。

- (1) **個人の場合**
居住または事業所のいずれかが滋賀県内にあるもの
- (2) **法人の場合**
滋賀県内に本店または事業所を有するもの

2. 貸付形式

手形貸付、証書貸付、手形・電子記録債権割引、当座貸越

3. 保証対象業種

次に掲げる業種以外の業種

農業、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く)。

上記業種以外の中でも保証できない業種がありますのでご注意ください。(風俗営業飲食業の一部、娯楽業、宗教等) また、許認可等を必要とする業種については許可・認可等を受けていることが必要です。

4. 連帯保証人・担保等

次のような場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

- (1) 実質的な経営者や営業許可名義人および申込人と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- (2) 本人もしくは代表者が健康上の理由(高齢者も含む)のため事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- (3) 当該事業の協力者や支援者から連帯保証の申し出がある場合
担保は必要に応じて徴求します。

5. 保証限度額

中小企業振興資金融資制度およびその他の県の融資制度の保証限度額は、各一覧表の融資額と同じです。これら以外の主な協会保証制度の保証限度額はA表のとおりです。

6. 信用保証料

保証料は次の計算式で算出します。

- (1) 一括返済
貸付金額×保証料率(A表参照)×保証期間(月数)×1/12
- (2) 分割返済
貸付金額×保証料率(A表参照)×保証期間(月数)×1/12×分割返済回数別係数(B表参照)

7. 経営者保証ガイドラインへの対応について

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業の経営者による個人保証に関する関係者間の対応についての自主的自律的な準則を定めたものです。詳細については、信用保証協会までお問い合わせください。

信用保証協会団体信用生命保険制度について

保証付融資のご利用にあたり、希望される方へのプラスワンサービスとして「信用保証協会団体信用生命保険」(以下「保証協会団信」といいます。)の取り扱いを行っています。

この制度は、信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主の方(法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方)がその融資の債務全額を返済されないうちに「死亡」または「所定の高度障害」といった不測の事態に陥られた場合に、全国信用保証協会

詳細については、滋賀県信用保証協会(☎077-511-1321・1322)までお尋ねください。

連合会が生命保険会社から受け取る保険金を金融機関に対する当該債務に充当するもので、後継者の方にとっての事業の維持安定、ご家族の安心を図るものです。

加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主または中小企業基本法上で中小企業者に該当する法人。

被保険者

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上満66歳未満の方。なお、満70歳で自動脱退となります。

- ① 個人事業主の場合は本人
- ② 中小企業者に該当する法人の場合は、代表者であって信用保証付融資の連帯保証人である方

加入対象融資

一企業100万円以上1億円以下。

ただし、一被保険者に対し、利用限度額は合計で1億円。

貸付形式・融資期間等

証書貸付に限る。融資期間は1年以上。

返済方法は分割返済(元金均等・元利均等)で一括返済や不均等返済は不可。

(注) ご利用の場合所定の特約料が必要になります。また、条件を満たされる方でも保険会社の審査の結果、ご利用いただけない場合があります。

(A表) 滋賀県等融資制度以外の主な信用保証制度一覧表

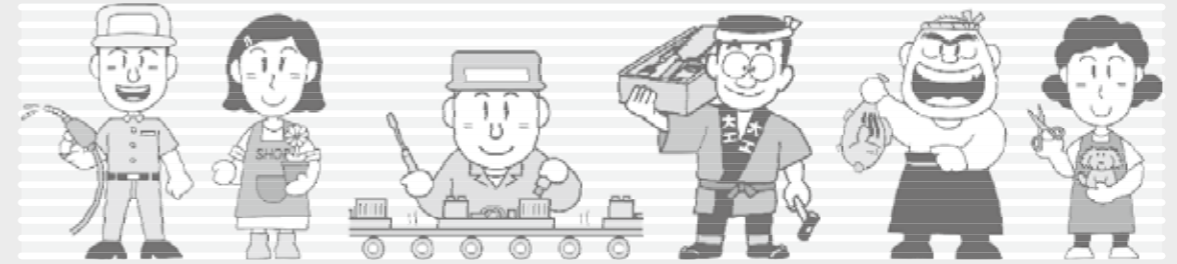
種類	保証限度額(単位円)		保証料率(単位%)	有担保割引の適用	
	個人・会社	組合等			
一般保証	2億8千万	4億8千万	0.45~1.90	有	
	全国小口保証		1.250万		0.50~2.20
	当座貸越根保証		2億8千万		0.39~1.62
	事業者カードローン根保証		2千万		
	小規模カードローンSmile		500万		
経営力強化保証	2億8千万	4億8千万	0.45~1.75(責任共有対象) 0.50~2.00(責任共有対象外)	無	
エネルギー対策保証	2億	4億	1.11		
海外投資関係保証					
新事業開拓保証					
別枠保証	経営安定関連保証1~6号	2億8千万	4億8千万		0.90
	経営安定関連保証7~8号			0.80	
	災害関係保証			0.70	
流動資産担保融資保証	2億		0.68	有	
特定社債保証	4億5千万		0.40-1.76		

(注1) 上記信用保証料は平成27年4月1日現在のものです。
(注2) 中小会計要領に従って計算書類を作成している場合は、0.1%の割引を行います。(一部保証を除く)
(注3) 有担保の場合、0.1%の割引を行います。
(注4) 経営力強化保証は、通常より1ランク低い保証料率を適用します。

(B表) 分割返済回数別係数

分割返済回数	6回以下	7回以上12回以下	13回以上24回以下	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55

平成27年度 中小企業金融のしおり



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しております。この事業は、条例の趣旨に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

平成27年度の主な制度改正

●小規模企業者の事業展開を支援

経営基盤の弱い小規模企業者の前向きな事業展開を支援するため、「経営支援資金(小規模企業者特別枠)」を創設します。

●中小企業者の事業承継を支援

中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、「政策推進資金(新事業促進枠)」の融資対象者を拡充します。

●信用保証料率の引き下げ

中小企業者の信用保証料の負担軽減を図るため、新たに創設する「経営支援資金(小規模企業者特別枠)と事業承継にかかる「政策推進資金(新事業促進枠)」の保証料率を引き下げます。

●資金繰りの支援

経営状況が厳しい中小企業者の資金繰りを支援するため、「緊急経済対策資金(借換枠)」の融資期間を引き続き10年に延長し、月々の返済負担の軽減を図ります。

融資利率等の条件は、平成27年4月1日現在のものです。金融情勢等により、融資利率等を変更することがあります。また、融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

お問い合わせ：滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 TEL077 (528) 3732

滋賀県商工観光労働部

ご利用目的別ガイド

一般的な事業資金が必要なとき	⇒	経営支援資金(しえん)・市町小規模企業者小口簡易資金
売上の減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済を軽減したいとき	⇒	セーフティネット資金(しんらい)・緊急経済対策資金(きんぎゅう)
新分野への進出、多角化、事業の承継、成長分野での事業拡大を図るとき	⇒	新事業促進枠・成長産業育成枠
認定支援機関等の支援を受けて事業計画を策定し、経営力強化、企業再生を図るとき	⇒	経営力強化枠・再生支援枠
節電、CO ₂ 削減に取り組むとき	⇒	省エネ・再生可能エネルギー枠
1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形等を資金化したいとき	⇒	短期事業資金(たんき)
開業のための資金、開業後5年未満の中小企業者が事業資金を必要とするとき	⇒	開業資金(かいぎょう)

滋賀県中小企業振興資金融資制度

(詳細については、各申込先、県中小企業支援課または取扱金融機関にお尋ねください。)

No.	資金名		資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率 (保証あり・なし同一)	信用保証料率	融資期間 (据置)	担保・保証	申込先
1	経営支援資金(しえん) 一般的な事業資金が必要なとき	一般枠	設備 運営	経営の合理化、体質改善を図るために必要な資金	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業者であって、原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下であるもの ②協同組合等および中小企業者の組織する会社	所要資金の70%以内で 3,000万円 (旧経営合理化資金・組織強化育成資金の融資残高含む) 2,000万円 (旧経営合理化資金・組織強化育成資金の融資残高含む)	年1.6%	7年(1年) 5年(6か月)	金融機関所定	融資対象者①については各商工会議所、各商工会 融資対象者②については中小企業団体中央会
		小規模企業者枠	設備 運営	小規模企業者が、経営の安定、合理化等を図るために必要な資金	従業員20人(商業、サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人)以下であって、原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者	設備資金、運転資金あわせて 1,500万円 (旧小規模企業者経営安定資金の融資残高含む) 200万円 (旧小規模企業者経営安定資金(年未年始めつなぎ)の融資残高含む)	年1.55%	7年(1年) 5年(6か月) 3年(6か月)	原則保証協会保証付	各商工会議所、各商工会
		小規模企業者つなぎ枠	年未年始めつなぎ	小規模企業者の年未年始めの資金需要に対応する資金(申込受付期間は、平成27年11月2日から平成28年1月15日までです。)						
		(新設)小規模企業者特別枠(責任共有制度対象外) 小口零細企業保証制度対応	設備 運営	小規模企業者が、経営の安定、合理化等を図るために必要な資金	次のすべてに該当する者 ①従業員20人(商業、サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人)以下であって、原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者 ②融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が1,250万円以内の者	設備資金、運転資金あわせて 500万円 (既存の保証協会保証付融資残高を含めて1,250万円以内)	年1.35%	年0.50%~1.20% (県制度融資保証料率③をご参照ください)	7年(1年) 5年(6か月)	
新規枠(責任共有制度対象外)	設備 運営	不況による売上げ等の減少および取引先の再生手続開始等に対処して、経営の安定を図るために必要な資金	次に該当する中小企業者、協同組合等 ・中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号(第5号を除く)のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) 次に該当する中小企業者、協同組合等 ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者)	8,000万円 なお、左記中小企業信用保険法第2条第5項第1号の場合、再生手続開始申立等事業者に対する関連債権の範囲内(旧経済変動対策資金の融資残高含む)	年1.1% (保証必須)	年0.85% 融資対象者①の場合 年0.85% 融資対象者②、③の場合 年0.30%~1.75% (県融資制度保証料率①から一律0.15%引き)	10年(2年) 7年(1年) 10年(2年)	保証協会保証付		
2	セーフティネット資金(しんらい) 売上の減少など経営状況が厳しいとき	新規枠	設備 運営	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第7号から第8号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) ②大規模災害や大型倒産など県内の経営状況に深刻な影響が発生する可能性がある場合であって、知事が別に定める経営環境の悪化要因により、経営の安定に支障が生じている者 ③災害対策基本法第2条第1号に規定する自然災害で、直接被害を受けた者	2億円 (増額分を含む) (旧経営安定借換資金の融資残高含む)	年1.6% (保証必須)	年0.85%	7年(1年) 10年(2年) 7年(1年)	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
		借換枠(責任共有制度対象外)	借換	既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ滞滞なく返済されているものに限ります。)	次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) ②保証協会保証付融資(責任共有制度対象保証、金融安定化特別保証および流動資産担保保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるもの	2億円 (増額分を含む) (旧経営安定借換資金の融資残高含む)	年1.6% (保証必須)	年0.85%	10年(2年)	保証協会保証付
		借換枠	借換	既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ滞滞なく返済されているものに限ります。)	次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第7号から第8号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) ②保証協会保証付融資(金融安定化特別保証および流動資産担保保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるもの				7年(1年)	
3	緊急経済対策資金(きんぎゅう) 売上の減少など経営状況が厳しいとき(セーフティネット資金の融資対象者を除く)	新規枠	設備 運営	セーフティネット資金(新規枠)の融資対象者でない者であって、次の①から③のいずれかに該当する中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の者に限る)、協同組合等 ①直近3か月間の売上が前年同期、前々年同期または3年前同期と比べて5%以上減少している者 ②直近決算期における売上総利益または営業利益が前年、前々年または3年前と比べて5%以上減少している者 ③為替相場の変動により影響を受けている下記の者 ア 円高の影響によって、最近1か月の売上が前年同期と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれる者 イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは、加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期に比べ上回っている者	5,000万円	年1.35% (保証必須)		7年(1年)		中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
		借換枠	借換	保証協会保証付融資(一部保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるものであって、次の①から③のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①最近3か月間の売上が前年同期、前々年同期または3年前同期と比べて5%以上減少している者であって、セーフティネット資金(借換枠)の融資対象者ではない者 ②最近決算期における売上総利益または営業利益が前年、前々年または3年前と比べて5%以上減少している者であって、セーフティネット資金(借換枠)の融資対象者ではない者 ③為替相場の変動により影響を受けている下記の者であって、セーフティネット資金(借換枠)の融資対象者ではない者 ア 円高の影響によって、最近1か月の売上が前年同期と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれる者 イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは、加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期に比べ上回っている者	8,000万円 (増額分を含む)	年1.6% (保証必須)	年0.45%~1.20% (県融資制度保証料率②をご参照ください)	10年(2年)		

◆ 保証料率体系 I

(年率・%)

カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9
県融資制度保証料率①	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県融資制度保証料率②	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45
県融資制度保証料率③	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50
県融資制度保証料率④	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45	0.45
県融資制度保証料率⑤	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50	0.50
県融資制度保証料率⑥	1.84	1.67	1.50	1.33	1.11	0.90	0.73	0.56	0.39
県融資制度保証料率⑦	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00

※②~⑦は、軽減した保証料率です。利用者負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
※「中小会計要領」に従って財務諸表を作成されている中小企業の方は上記体系から0.1%の割引があります。(③、⑤を除く)
※有担保の場合、0.02%~0.1%の割引があります。(一部融資制度を除く)
※セーフティネット資金等一部の融資制度では、上記体系によらず、固定料率が適用されるものがあります。

No.	資金名	資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率 (保証あり・なし同一)	信用保証料率	融資期間 (据置)	担保・保証	申込先		
4	政策推進資金 (すいしん) 経営革新や企業再生等に 取り組むとき	新事業促進枠	中小企業者等が、新規性を有する技術・ノウハウの新規開発および事業化、ならびに新商品の開発または生産、新役務の開発または提供、商品の新たな生産または販売方法の導入その他新たな事業活動、および事業の多角化や新たな事業分野への進出ならびに円滑な事業承継を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るに際して必要な資金	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する者 ②滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定を受けた者 ③事業の多角化や新たな事業分野への進出を行う者 ※③については、現在の事業と異なる事業（日本標準産業分類表の「細分類」で異なれば可）に進出しようとするもので、新事業進出にかかる事業計画を作成し、その計画を実施する者 ④事業基盤を県内に維持しつつ、下記の事業を行う者 ア 海外における活動、生産拠点の新設または拡張を行う者 イ 海外企業への資本参加等を行う者 ウ 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育または調査を行う者 ⑤安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る者で次のいずれかに該当する者 ア 事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業者）で、事業承継後一定期間内で相続等により分散した事業用資産の取得を行おうとする者 イ 事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する事業者 ウ 株主等から自己株式および事業資産の取得等を行う法人	融資対象者①、②については 中小企業者 2億円 協同組合等 4億円 融資対象者③、④、⑤については 1億円 (旧経営革新枠・経営革新支援資金・旧滋賀の新しい産業づくり促進資金の融資残高を含む)	年1.35%	融資対象者① 年0.77%～1.06% (新事業開拓保険利用で5,000万円以内0.77%、5,000万円超1.06%) 融資対象者②、③ 年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①をご参照ください) 融資対象者④ 年0.39%～1.84% (県制度融資保証料率⑥をご参照ください。なお、海外投資関係保険利用の場合は年1.11%) 融資対象者⑤ 年0.45%～1.20% (県制度融資保証料率②をご参照ください)	10年(2年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ (融資対象者②については、 滋賀県産業支援プラザ)	
		成長産業育成枠	設備 運轉	別に定める成長産業分野の事業を営んでいる中小企業者等で、当該分野においてさらなる事業の拡大を図る中小企業者等 【成長産業分野】 ①環境・エネルギー事業 ②医療・介護・健康関連事業 ③クリエイティブ事業 ④観光事業 ⑤防災対策事業 ⑥雇用支援・人材育成事業 ⑦保育・育児事業	1億円 (旧特定産業枠・特定産業振興資金の融資残高を含む)	年1.35%	年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	10年(2年) 5年(1年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会	
		経営力強化枠 (一部責任共有制度対象外)	設備 運轉	事業計画の実施に必要な資金 (借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ滞りなく返済されているものに限りです。)	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者等 ※認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営支援を行う専門機関(中小企業支援機関、金融機関、税理士等)を国が認定する制度です。 認定経営革新等支援機関の一覧は中小企業庁ホームページでご覧いただけます。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm	8,000万円	年1.35%	年0.45%～1.15% (責任共有制度対象の場合、県制度保証料率④、対象外の場合、県制度保証料率⑤をご参照ください)	7年(1年) 5年(1年)	保証協会保証付	取扱金融機関
		経営力強化 保証制度対応	借換		2億円	年1.6%	10年(1年)				
		再生支援枠		中小企業再生支援協議会の支援等により策定された経営改善計画に基づいた事業に必要な資金	次のいずれかに該当する者 ①滋賀県中小企業再生支援協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる者 ②金融機関による経営改善計画の策定支援を受け、滋賀県信用保証協会経営サポート会議において、今後の企業再生が見込まれると判断された者 ※計画策定が完了していること	1億円 (旧中小企業再生支援資金の融資残高含む)	金融機関所定 (保証必須)	年0.37%～1.82% (県融資制度保証料率①から一律0.08%引き)	10年(2年) 特に必要と認める場合は15年(2年)	保証協会保証付	取扱金融機関
省エネ・再生可能 エネルギー枠		省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入を図るために必要な設備資金、およびCO ₂ 排出量削減に取り組むために必要な設備資金	下記の設備を導入しようとする中小企業者、協同組合等 【融資対象設備】 ①省エネルギー設備(空調設備、給排水設備、照明設備等) ②再生可能エネルギーを活用する設備(太陽光発電、風力発電等) ③蓄電池(リチウムイオン電池等) ④自家発電設備(再生可能エネルギー設備を除く) ⑤その他の設備(CO ₂ 排出量削減に係る事業計画を受付機関へ提出すること)	1,000万円 (融資対象設備③④については、8,000万円) (旧CO ₂ 排出量削減枠の融資残高を含む)	年1.1%	融資対象設備①～④ 年0%～1.40% (県融資制度保証料率⑦をご参照ください) 融資対象設備⑤ 年0.37%～1.82% (県融資制度保証料率①から一律0.08%引き)	10年(2年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会		
5	短期事業資金 (たんき) 融資期間が1年以内のとき	通常枠	仕入れ、代金決済等に必要な運転資金	中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者)および協同組合等	1,500万円	年2.2%	年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	1年	金融機関所定	取扱金融機関	
		手形・電子記録債権 割引	親事業者から下請代金として受け取った手形または電子記録債権の割引資金	滋賀県産業支援プラザに受注企業として登録している下請中小企業者	1,500万円		割引期間150日以内				
6	開業資金 (かいぎょう) 開業前または 開業後5年未満のとき	創業枠A 開業前～開業後 1年未満 (責任共有制度対象外)	設備 運轉	次のいずれかに該当する者で所要資金の20%以上の自己資金相当額を有するもの(ただし、融資対象者①および②において、開業前の場合は融資額と同額以上の別に定める自己資金相当額が必要) ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後1年未満の者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後1年未満の者 ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者、または会社が新たに設立した会社であって、設立後1年未満である者	設備資金、運転資金あわせて 1,500万円 (創業枠・成長枠および旧開業資金の融資残高含む)	年1.55% (保証必須)	年1.00%	7年(1年) 5年(1年)	保証協会保証付	各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ	
		創業枠B 開業前 (責任共有制度対象外)	設備 運轉	次のいずれかに該当する者で、所要資金の20%以上の自己資金相当額を有するもの ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者	設備資金、運転資金あわせて 1,000万円		年0.92%	7年(1年) 5年(1年)			
		創業枠C 開業前～開業後 1年未満	設備 運轉	次のすべてに該当する者 ①事業を営んでいない者であって、新たに開業(会社を設立)しようとする者または開業後(設立後)1年未満の者 ②所要資金の20%以上の自己資金相当額を有する者 例① 開業前のもので所要資金の20%以上の自己資金相当額を有し、自己資金相当額を超える融資を希望するもの 例② 開業後1年未満であり、法人成りしたものの	設備資金、運転資金あわせて 1,500万円 (創業枠・成長枠および旧開業資金の融資残高含む)		年0.37%～1.82% (県融資制度保証料率①から一律0.08%引き)	7年(1年) 5年(1年)			
		女性創業枠 開業前～開業後 5年未満 (責任共有制度対象外)	設備 運轉	次のいずれかに該当する者(女性)で、所要資金の20%以上の自己資金相当額を有するもの ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後5年未満の者	設備資金、運転資金あわせて 1,000万円 (創業枠・成長枠および旧開業資金の融資残高含む)		年0.92%	7年(1年) 5年(1年)			
		成長枠 開業後1年以上 5年未満 (責任共有制度対象外)	設備 運轉	次のいずれかに該当する者で所要資金の20%以上の自己資金相当額を有するもの ①事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、開業後1年以上でありかつ5年未満の者 ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立後1年以上でありかつ設立後5年未満の者 ③会社が新たに設立した会社であって、設立後1年以上でありかつ設立後5年未満である者	設備資金、運転資金あわせて 1,500万円 (創業枠・成長枠および旧開業資金の融資残高含む)		年1.00%	7年(1年) 5年(1年)			

◆責任共有制度対象外：信用保証協会の保証割合は100%です。

資金名の欄に(責任共有制度対象外)の表示がない資金は、責任共有制度の対象となります。
責任共有制度とは、中小企業者が保証付き融資を受ける際に保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を期待するものです。(保証協会の保証割合は80%です。)

◆ 保証料率体系Ⅱ (年率・%)

カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9
小口簡易資金保証料率	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50

※上記は軽減した保証料率です。利用者負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。

市 町 制 度 (据置期間等、詳細については、各市町商工担当課にお尋ねください。)

No.	資 金 名	資 金 使 途	融 資 対 象 者	融 資 限 度 額	融 資 利 率	信 用 保 証 料 率	融 資 期 間	担 保 ・ 保 証	申 込 先
7	市町小規模企業者 小口簡易資金 (責任共有制度対象外)	設 備	従業員20人(商業、サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人)以下の小規模企業者であって、融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が1,250万円以内の者	1,250万円 (既存の保証協会保証付融資残高を含む)	年1.6% (保証必須)	年0.50%~1.20% (上表をご参照ください) ※中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当するものとして市町村長の認定を受けた者は年0.8%)	7年	保証協会保証付	各市町が定める受付機関 (各商工会議所、各商工会等)
	小口零細企業保証制度対応	運 転				5年			

県のその他の融資制度 (詳細については、各申込先にお尋ねください。)

No.	資 金 名	資 金 使 途	融 資 対 象 者	融 資 限 度 額	融 資 利 率	信 用 保 証 料 率	融 資 期 間	担 保 ・ 保 証	申 込 先
8	滋賀県産業立地促進資金	県内において新たに土地を取得(賃借を含む)し、工場または研究所の新設または増設を行うために必要な資金	融資対象地域内において、新たに1,000m以上の土地を取得(賃借を含む)し、工場・研究所を建設する中 小企業者および協同組合等 ○業種：製造業(日本標準産業分類中分類09~32)	2億円(土地取得費1億円) ただし対象経費の60%以内	年1.35%	年0.45%~1.9% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	10年 (2年)	金融機関所定	(要件確認申請) 企業誘致推進室 (融資申込) 取扱金融機関

取扱金融機関

中小企業振興資金融資制度は下記金融機関で取り扱っております。

- 滋 賀 銀 行
- 関西アーバン銀行
- 大垣共立銀行
- 京都銀行
- 福井銀行
- 滋賀中央信用金庫
- 長浜信用金庫
- 湖東信用金庫
- 京都信用金庫
- 京都中央信用金庫
- 滋賀県信用組合
- 滋賀県民信用組合
- 商工組合中央金庫
- 京滋信用組合
- 近畿産業信用組合

なお、一部金融機関では取り扱っていない資金がありますので、申込先にお尋ねください。

中小企業金融のご相談は

- 融資制度全般についてのお問合せ 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 ☎(077)528-3732

滋賀県ホームページ(中小企業向け金融制度のご案内)
http://www.pref.shiga.lg.jp/f/shokokanko/yuusi/index.html
融資制度に関する最新情報をお知らせしています。
様式等のダウンロードも可能です。

- 以下の資金についてのお問合せ
 - 滋賀県産業立地促進資金 滋賀県商工観光労働部企業誘致推進室 ☎(077)528-3792
 - 市町小規模企業者小口簡易資金 各市町商工担当課にお問い合わせください。
- 信用保証制度についてのお問合せ
 - 滋賀県信用保証協会 ☎(077)511-1321・1322
- 制度融資のお申込み先(一部、取扱金融機関申込みの資金もあります。)
- 滋賀県商工会議所連合会(お申込みはお近くの商工会議所になります。) ☎(077)511-1460
- 滋賀県商工会連合会(お申込みは、お近くの商工会になります。) ☎(077)511-1470
- 滋賀県中小企業団体中央会 ☎(077)511-1430
- 滋賀県産業支援プラザ ☎(077)511-1410
- その他の関係機関
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課(経営革新計画の承認) ☎(077)528-3733
 - 滋賀県中小企業再生支援協議会 ☎(077)511-1529
 - 滋賀県よろず支援拠点 ☎(077)511-1425

政府系金融機関

政府系金融機関でも中小企業者等に対して各種制度を設け、直接融資を行っておりますので各機関にお尋ねください。

- 日本政策金融公庫 大津支店 大津市梅林1-3-10(滋賀ビル)
 - (中小企業事業) ☎(077)524-3825
 - (国民生活事業) ☎(077)524-1656
- 日本政策金融公庫 彦根支店 彦根市佐和町11-34
 - (国民生活事業) ☎(0749)24-0201
- 商工組合中央金庫 大津支店 大津市浜大津1-2-22 ☎(077)522-6791
- 商工組合中央金庫 彦根支店 彦根市旭町9-3 ☎(0749)24-3831

この印刷物は古紙/リブを配合しています

1. 中小企業者とは
中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定するもの

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
そ の 他 の 業 種	3億円以下	300人以下

法第2条第1項第1号の2に規定するもの

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルトを除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

法第2条第1項第3号に規定するもの

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員
医業を主たる業とする法人	—	300人以下

- 資本金・従業員のどちらかの要件を満たしていれば中小企業者に含まれます。
- 常時使用する従業員について
 - ・事業主、法人の役員、事業主と生計を一にしている三親等内(有給であっても)の親族の方は「常時使用する従業員」に含まれません。
 - ・臨時雇の従業員(パート・アルバイト)であっても、経営上不可欠な方(年間営業日数の半数以上就労している等)は「常時使用する従業員」の範囲に含まれます。

2. 小規模企業者とは
法第2条第3項第1号に規定するもの

業 種	常時使用する従業員
商 業 ・ サ ー ビ ス 業	5人以下
そ の 他 の 業 種	20人以下

法第2条第3項第2号に規定するもの

業 種	常時使用する従業員
宿 泊 業	20人以下
娯 楽 業	20人以下

- 常時使用する従業員について
 - ・事業主、法人の役員、事業主と生計を一にしている三親等内(有給であっても)の親族の方は「常時使用する従業員」に含まれません。
 - ・臨時雇の従業員(パート・アルバイト)であっても、経営上不可欠な方(年間営業日数の半数以上就労している等)は「常時使用する従業員」の範囲に含まれます。

3. 協同組合等とは
以下に掲げる協同組合等とする

組 合 の 種 類	根 拠 法
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合	中小企業等協同組合法
協業組合、商工組合	中小企業団体の組織に関する法律
商店街振興組合	商店街振興組合法
生活衛生同業組合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
酒類業組合(酒造組合、酒販組合等)	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

4. 農林漁業、金融保険業等(一部を除く)信用保証協会の保証対象とならない業種は融資対象者になりません。

(2) 中小企業支援融資(所管・中小企業支援課)

(単位:千円)

資金名	予算額	限度額	利率	融資期間 (措置期間)	償還方法	申込先
中小企業高度化資金	—	—	無利子～ 年0.65%	20年以内 (3年以内)	割賦償還	中小企業支援課

(3) 労働関係制度融資(所管・労働雇用政策課)

(単位:千円)

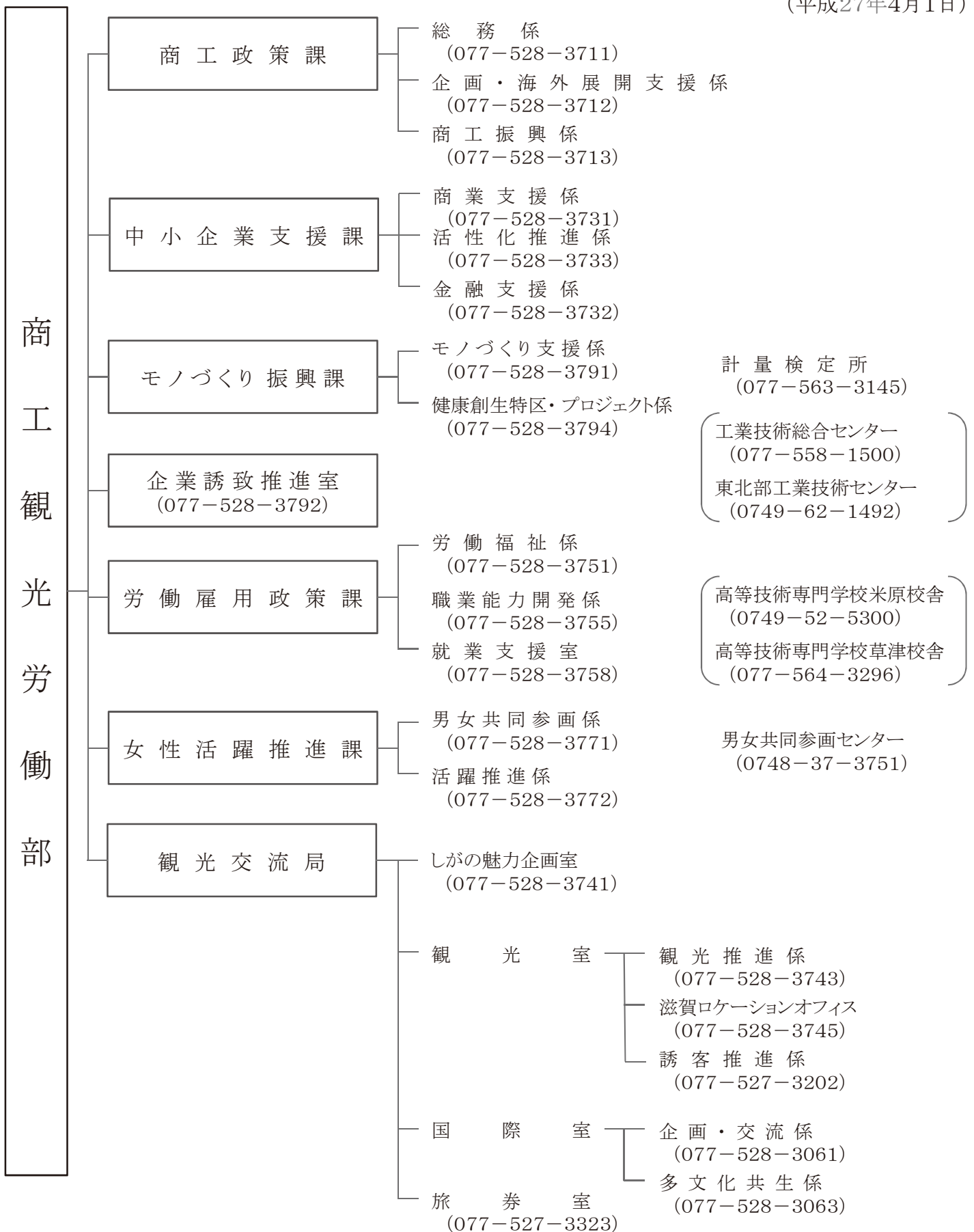
資金名	資金 用途	予算枠	資金枠	新規 貸付枠	融資 限度額	融資利率	融資期間 (措 置)	受付窓口
勤 労 者 住 宅 建 設 資 金	住宅 取得	463	1,870	0	平成19年度より新規貸付廃止			
勤 労 者 福 祉 資 金	生活	4,168	9,883	4,600	1,000	2.50	5年 (2ヶ月以内)	近 畿 労 働 金 庫 滋 賀 銀 行 関 西 ア ー バ ン 銀 行 京 都 銀 行
育 児 ・ 介 護 休 業 者 生 活 資 金	生活	2,144	5,509	3,300	1,000 (休業期間が 3ヶ月以下の 場合 500)	1.90	6年 (休業期間中 を限度として 1年以内)	信 用 金 庫 (京都、滋賀中央、長浜、湖東) 信 用 組 合 (滋賀県、京滋、滋賀県民、近畿産業)
計		6,775	17,262	7,900	—	—	—	—

(融資利率は平成27年4月1日現在)

5. 商工觀光勞働部行政機構

平成27年度 商工観光労働部行政機構

(平成27年4月1日)



6. 商工観光労働部分掌事務

課名	分掌事務
商工政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1)部内の連絡調整に関すること。 (2)課内の庶務に関すること。 (3)商工観光労働行政の総合企画および連絡調整に関すること。 (4)産業振興ビジョンに関すること。 (5)商工業に係る経済対策の企画および連絡調整に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。) (6)経済情報の収集および提供に係る部内調整に関すること。 (7)産業および企業の経済動向に関すること。 (8)滋賀県産業支援プラザに関すること。 (9)企業に向けた人権啓発に関すること。 (10)水環境ビジネスの推進に関すること。 (11)クリエイティブ産業の振興に関すること。 (12)県内中小企業の海外展開の支援に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。) (13)その他部内の他の課の所掌に属さない事項。
中小企業支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1)課内の庶務に関すること。 (2)中小企業の活性化の推進に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。) (3)中小企業活性化審議会に関すること。 (4)商店街活性化対策の推進に関すること。 (5)小売商業調整特別措置法および大規模小売店舗立地法に関すること。 (6)大規模小売店舗立地審議会に関すること。 (7)家庭用品品質表示法に関すること。 (8)新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関すること。 (9)商工会議所、商工会および連合会に関すること。 (10)中小企業団体に関すること。 (11)中小企業調停審議会に関すること。 (12)中小企業の振興指導に関すること。 (13)伝統的工芸品産業の振興に関すること。 (14)中小企業の金融に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。) (15)中小企業高度化事業に関すること。 (16)信用保証協会に関すること。 (17)貸金業法に関すること。
モノづくり振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1)課内の庶務に関すること。 (2)工業振興の総合調整に関すること。 (3)計量検定所に関すること。 (4)工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターに関すること。 (5)陶芸の森に関すること。 (6)技術開発の振興に関すること。 (7)新産業の創造および技術開発の企画に関すること。 (8)産学官連携の推進に関すること。 (9)科学技術政策に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。) (10)産業財産権および発明考案に関すること。 (11)地域産業振興の総合調整に関すること。 (12)地場産業の振興に関すること。 (13)鉱業法および鉱山保安法の施行に関すること。 (14)砂利採取法および採石法に関すること。 (15)びわ湖環境ビジネスメッセの開催に関すること。
企業誘致推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1)企業誘致および工場立地の総合調整に関すること。 (2)工業の適正配置および工業基盤の整備推進に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。) (3)物流基盤の整備推進に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)

課名	分掌事務
労働雇用政策課	<p>(1)課内の庶務に関すること。 (2)労働福祉団体に関すること。 (3)労働者福祉施設に関すること。 (4)労働者への資金融資に関すること。 (5)中小企業退職金共済制度に関すること。 (6)高等技術専門校に関すること。 (7)勤労青少年の福祉に関すること。 (8)女性労働者の福祉に関すること。 (9)その他労働者の福祉に関すること。 (10)労働教育に関すること。 (11)労働組合の育成および指導に関すること。 (12)労働調査に関すること。 (13)労働協約に関すること。 (14)労働争議の予防および解決の促進に関すること。 (15)労働相談に関すること。 (16)労働委員会に関すること。 (17)職業能力開発に関すること。 (18)職業能力開発審議会に関すること。 (19)技能検定に関すること。 (20)公共職業訓練に関すること。 (21)事業内職業訓練に関すること。 (22)技能士に関すること。</p>
	<p>就業支援室</p> <p>(1)雇用支援施策の連絡調整に関すること。 (2)労働市場の把握に関すること。 (3)雇用の安定および促進に関すること。 (4)就職の支援に関すること。 (5)労働力の確保に関すること。</p>
女性活躍推進課	<p>(1)課内の庶務に関すること。 (2)男女共同参画および女性の活躍(以下「男女共同参画等」という。)に関する施策の総合的な企画、立案および関係機関等との連絡調整に関すること。 (3)男女共同参画等に関する施策の推進に関すること。 (4)男女共同参画等に係る調査および研究に関すること。 (5)男女共同参画等に係る啓発に関すること。 (6)男女共同参画推進本部に関すること。 (7)男女共同参画審議会に関すること。 (8)男女共同参画センターに関すること。</p>
観光交流局	<p>しがの魅力企画室</p> <p>(1)局内の庶務に関すること。 (2)観光交流施策の企画、立案および総合調整に関すること。 (3)観光施策推進本部に関すること。 (4)観光事業審議会に関すること。 (5)国際観光に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。) (6)旅行業法に関すること。</p> <p>観光室</p> <p>(1)観光事業の振興および広報宣伝に関すること。 (2)観光物産関係団体の指導に関すること。 (3)観光資源に関すること。 (4)マリーナ指導要綱に関すること。 (5)観光施設に関すること。 (6)県産品の振興および販路開拓に関すること。</p> <p>国際室</p> <p>(1)国際交流および国際協力の推進に関すること(他の部課の所掌に属するものを除く。) (2)友好州省との交流に関すること(他の部課の所掌に属するものを除く。) (3)多文化共生に関すること。</p> <p>旅券室</p> <p>(1)旅券に関すること。</p>

7. 商工觀光労働部關係地方機關等

機関名	郵便番号	所在地	電話
滋賀ものづくり経営改善センター	520-0806	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階	077-511-1423
計 量 検 定 所	525-0022	草津市川原町149-1	077-563-3145
工業技術総合センター	520-3004	栗東市上砥山232	077-558-1500
〃 信楽窯業技術試験場	529-1851	甲賀市信楽町長野498	0748-82-1155
東北部工業技術センター (長浜庁舎)	526-0024	長浜市三ツ矢元町27-39	0749-62-1492
〃 (彦根庁舎)	522-0037	彦根市岡町52	0749-22-2325
陶 芸 の 森	529-1804	甲賀市信楽町勅旨2188-7	0748-83-0909
知的所有権センター	520-3004	栗東市上砥山232 (工業技術総合センター別館内)	077-558-0930
テクノファクトリー	525-0058	草津市野路東7丁目3-46	077-511-1416 <small>(公財)滋賀県産業支援プラザ</small>
高等技術専門校米原校舎	521-0091	米原市岩脇411-1	0749-52-5300
高等技術専門校草津校舎	525-0041	草津市青地町1093	077-564-3296
滋賀県労働相談所	520-0806	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階	077-511-1402
ヤングジョブセンター滋賀	525-0025	草津市西渋川一丁目1-14 行岡第1ビル4階(おうみ若者未来サポートセンター内)	077-563-0301
ヤングジョブセンター滋賀 彦根相談コーナー	522-0071	彦根市元町4-1 滋賀県湖東合同庁舎1階	0749-24-1304
産業・雇用創造推進センター	520-0806	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階	077-511-1424
男女共同参画センター	523-0891	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-3751
東京観光物産情報センター 「ゆめぷらざ滋賀」	100-0006	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館2階	03-5220-0231
パスポートセンター	520-0801	大津市におの浜一丁目1-20 (ピアザ淡海内)	077-527-3323
パスポートセンター (米原出張窓口)	521-0016	米原市下多良二丁目137 (文化産業交流会館内)	0749-52-5000

8. 商工観光労働部関係団体

団体名	代表者名	所在地	電話
滋賀県商工会議所連合会	会長 大道良夫	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F)	077-511-1460
滋賀県商工会連合会	会長 川瀬重雄	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F)	077-511-1470
滋賀県中小企業団体 中 央 会	会長 宮川孝昭	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F)	077-511-1430
滋賀経済同友会	代表 幹 事 石 田 晃 朗 吉 田 郁 雄	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F)	077-511-1450
(一社)滋賀経済産業協会	会長 坂口康一	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F)	077-526-3575
(公社)びわこビクターズビューロー	会長職務代行者 副会長 川戸良幸	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 6F)	077-511-1530
(公財)滋賀県産業支援 プ ラ	理事長 田口宇一郎	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 2F)	077-511-1410
滋賀県信用保証協会	理事長 羽泉博史	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 7F・8F)	077-511-1300
滋賀県火災共済協同組合	理事長 川瀬重雄	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F)	077-511-1380
滋賀県商店街 振興組合連合会	理事長 竹内基二	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 5F)	077-511-1430
日本貸金業協会 滋賀県支部	事務長 佐野恩	大津市末広町4-5 (NS大津ビル 1F)	077-525-3860
(一社)滋賀県中小企業 診断士協会	会長 廣田光政	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 4F)	077-511-1370
(一社)滋賀県発明協会	会長 清水貴之	栗東市上砥山232 (工業技術総合センター別館内)	077-558-4040
(一社)滋賀県計量協会	理事長 海出美重	草津市川原町149-1 (計量検定所内)	077-567-3978
(公財)滋賀県陶芸の森	理事長 川口雄司	甲賀市信楽町勅旨2188-7	0748-83-0909
滋賀県職業能力開発協会	会長 高谷 満	大津市南郷五丁目2-14	077-533-0850
(一社)滋賀県労働者 福祉協議会	会長 山田 清	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 6F)	077-524-6290
近畿労働金庫 滋賀地区統括本部	本部長 山崎正雄	大津市におの浜四丁目5-9	077-524-5581
滋賀県勤労者住宅 生活協同組合	理事長 大谷和雄	大津市打出浜2-1 (コラボしが21 6F)	077-524-2800
全労済滋賀県本部	理事長 西村典夫	大津市におの浜四丁目5-1	077-524-6031

団体名	代表者名	所在地	電話
滋賀県勤労者互助会連合会	会長 大井 豊 司	甲賀市水口町北内貴1-2 (サントピア水口 甲賀広域勤 労者互助会内)	0748-63-1809
(公社)滋賀県シルバー 人材センター連合会	会長 岡村長太郎	大津市逢坂一丁目1-1	077-525-4128
滋賀県地域女性団体連合会	会長 鵜飼 淳子	近江八幡市鷹飼町105-2	0748-37-3113
(公財)滋賀県国際協会 (事務局・本部)	会長 金網 蓉子	大津市におの浜一丁目1-20 (ピアザ淡海内)	077-526-0931
(彦根事務所)		彦根市松原町1435-86 (ミシガン州立大学連合日本センター内)	0749-26-3400
滋賀県小型船協会	会長 竹脇 義成	大津市浜大津五丁目1-7 (大津港旅客ターミナルビル内)	077-525-3374
(一社)全国旅行業協会 滋賀県支部	支部長 中河 茂	大津市中央三丁目4-28 第貳ワークスワン3階	077-526-3213
滋賀県山岳遭難防止 対策協議会	会長 伊藤 克己	蒲生郡日野町西大路2092-1 (竹村喜一郎方)	0748-52-2926
滋賀県江州音頭普及会	会長 職務代理者 克 副会長 福永 忠	大津市京町四丁目1-1 (県観光交流局内)	077-528-3741
淡海観光ボランティア ガイド連絡協議会	会長 氏原 建士	大津市京町四丁目1-1 (県観光交流局内)	077-528-3741

9. 県内市町商工観光労働担当部課
県内市町男女共同参画担当部課

県内市町商工観光労働担当部課

(平成27年4月1日現在)

市 町 名	商工観光労働担当部課	電話番号	郵便番号	所在地等
大 津 市	産業観光部商工労働政策課	077-528-2754	520-8575	大津市御陵町3-1
	産業観光部商工労働政策課 地域ビジネス支援室	077-528-2755		
	産業観光部観光振興課	077-528-2756		
	産業観光部観光振興課 インバウンド推進室	077-528-2864		
彦 根 市	産業部地域経済振興課	0749-30-6119	522-8501	彦根市元町4-2
	産業部観光企画課	0749-30-6120		
長 浜 市	産業経済部商工振興課	0749-65-8766	526-8501	長浜市八幡東町632番地
	産業経済部観光振興課	0749-65-6521		
近江八幡市	都市産業部商工労政課	0748-36-5517	523-8501	近江八幡市桜宮町236
	総合政策部文化観光課	0748-36-5573		
草 津 市	環境経済部商工観光労政課商業観光G	077-561-2352	525-8588	草津市草津3-13-30
	環境経済部商工観光労政課産業労政G	077-561-2351		
守 山 市	都市活性化局商工観光課	077-582-1131	524-8585	守山市吉身2-5-22
栗 東 市	環境経済部商工観光課	077-551-0236	520-3088	栗東市安養寺1-13-33
	環境経済部経済振興労政課	077-551-0104		
甲 賀 市	産業経済部商工政策課	0748-65-0709	528-8502	甲賀市水口町水口6053
	産業経済部観光企画推進室	0748-65-0708		
野 洲 市	環境経済部商工観光課	077-587-6008	520-2395	野洲市小篠原2100-1
湖 南 市	建設経済部商工観光労政課	0748-71-2331	520-3288	湖南市中央1-1
高 島 市	商工観光部商工振興課	0740-25-8514	520-1592	高島市新旭町北畑565
	商工観光部観光振興課	0740-25-8040		
東 近 江 市	産業振興部商工労政課	0748-24-5565	527-8527	東近江市八日市緑町10-5
	産業振興部観光物産課	0748-24-5662		
米 原 市	経済環境部商工観光課	0749-58-2227	521-0392	米原市春照490-1
日 野 町	商工観光課	0748-52-6562	529-1698	蒲生郡日野町河原1-1
竜 王 町	産業振興課	0748-58-3706	520-2592	蒲生郡竜王町小口3
愛 荘 町	産業建設部商工観光課	0749-37-8057	529-1234	愛知郡愛荘町安孫子825
豊 郷 町	産業振興課	0749-35-8114	529-1169	犬上郡豊郷町石畑375
甲 良 町	産業課	0749-38-5069	522-0244	犬上郡甲良町在士353-1
多 賀 町	産業環境課	0749-48-8117	522-0341	犬上郡多賀町多賀324

県内市町男女共同参画担当部課

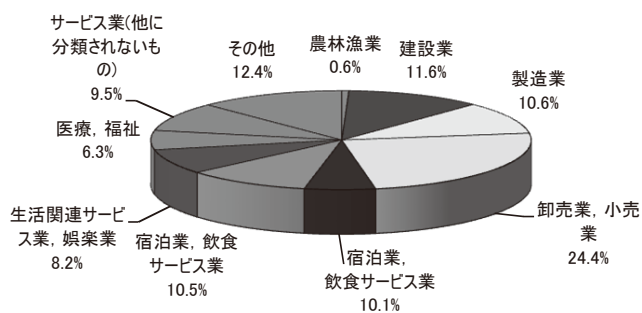
(平成27年4月1日現在)

市 町 名	男女共同参画担当部課	電話番号	郵便番号	所在地等
大 津 市	政策調整部人権・男女共同参画課	077-528-2791	520-8575	大津市御陵町3-1
彦 根 市	市民環境部人権政策課	0749-30-6113	522-8501	彦根市元町4-2
長 浜 市	市民協働部人権施策推進課	0749-65-6560	526-8501	長浜市八幡東町632
近江八幡市	市民部人権・市民生活課	0748-36-5881	523-8501	近江八幡市桜宮町236
草 津 市	総合政策部男女共同参画室	077-565-1550	525-8588	草津市草津3-13-30
守 山 市	政策調整部人権政策課	077-582-1116	524-8585	守山市吉身2-5-22
栗 東 市	市民部自治振興課	077-551-0290	520-3088	栗東市安養寺1-13-33
甲 賀 市	市民環境部人権推進課	0748-65-0694	528-8502	甲賀市水口町水口6053
野 洲 市	総務部人権施策推進課	077-587-6041	520-2331	野洲市小篠原1780
湖 南 市	市民環境部人権擁護課	0748-71-2354	520-3288	湖南市中央1-1
高 島 市	市民生活部市民協働課	0740-25-8526	520-1592	高島市新旭町北畑565
東 近 江 市	市民環境部人権・男女共同参画課	0748-24-5620	527-8527	東近江市八日市緑町10-5
米 原 市	総務部人権政策課	0749-52-6629	521-8501	米原市下多良3-3
日 野 町	企画振興課	0748-52-6552	529-1698	蒲生郡日野町河原1-1
竜 王 町	政策推進課	0748-58-3701	520-2592	蒲生郡竜王町小口3
愛 荘 町	総合政策部総合政策課	0749-42-7684	529-1380	愛知郡愛荘町愛知川72
豊 郷 町	人権政策課	0749-35-8113	529-1169	犬上郡豊郷町石畑375
甲 良 町	人権課	0749-38-5066	522-0244	犬上郡甲良町在士353-1
多 賀 町	総務課	0749-48-8120	522-0341	犬上郡多賀町多賀324

統計資料

○ 県内の事業所数および業種別構成比(民営事業所)

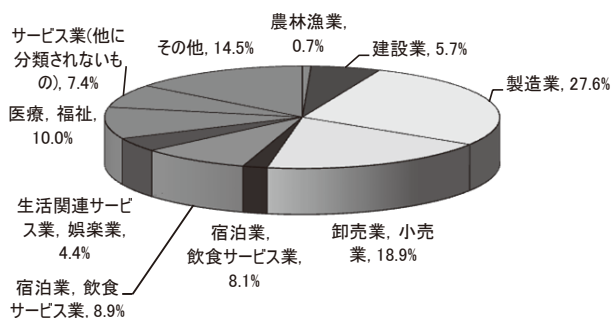
	平24
事業所数	55,469
農林漁業	0.6%
建設業	11.6%
製造業	10.6%
卸売業, 小売業	24.4%
不動産業, 物品賃貸業	6.0%
宿泊業, 飲食サービス業	10.5%
生活関連サービス業, 娯楽業	8.2%
医療, 福祉	6.3%
サービス業(他に分類されないもの)	9.5%
その他	12.4%



資料：総務省「平成24年経済センサス-活動調査」

○ 県内の従業者数および業種別構成比(民営事業所)

	平24
従業者数	590,842
農林漁業	0.7%
建設業	5.7%
製造業	27.6%
卸売業, 小売業	18.9%
不動産業, 物品賃貸業	2.0%
宿泊業, 飲食サービス業	8.9%
生活関連サービス業, 娯楽業	4.4%
医療, 福祉	10.0%
サービス業(他に分類されないもの)	7.4%
その他	14.5%



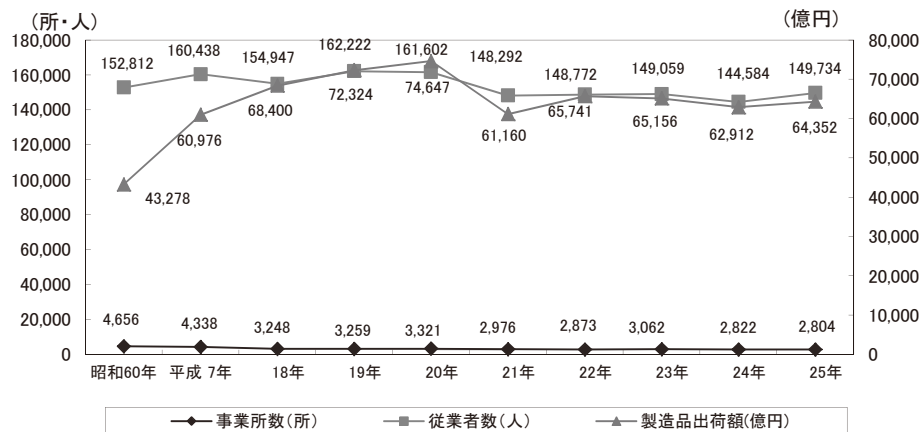
資料：総務省「平成24年経済センサス-活動調査」

○ 滋賀県工業の推移

(従業者4人以上の事業所)

年	事業所数(所)	従業者数(人)	製造品出荷額(億円)
昭和60年	4,656	152,812	43,278
平成7年	4,338	160,438	60,976
18年	3,248	154,947	68,400
19年	3,259	162,222	72,324
20年	3,321	161,602	74,647
21年	2,976	148,292	61,160
22年	2,873	148,772	65,741
23年	3,062	149,059	65,156
24年	2,822	144,584	62,912
25年	2,804	149,734	64,352

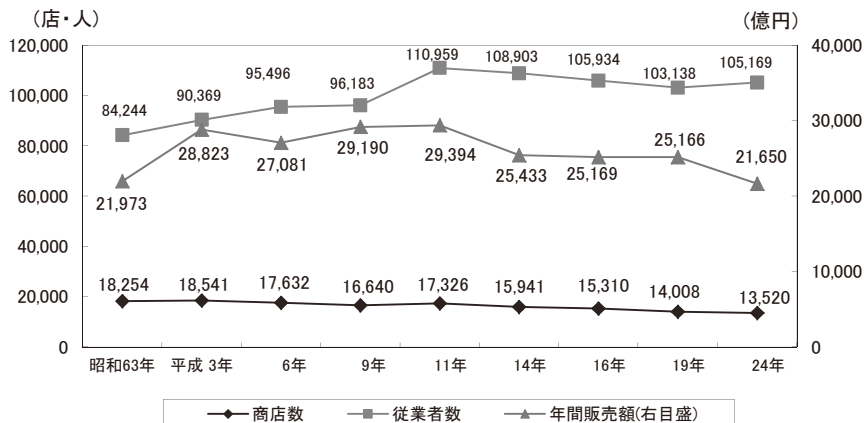
資料：県統計課「工業統計調査」(23年は「平成24年経済センサス-活動調査」)



○ 滋賀県商業(卸・小売業)の推移(飲食店を除く)

年	項目		
	商店数(店)	従業者数(人)	年間販売額(右目盛)(億円)
昭和63年	18,254	84,244	21,973
平成3年	18,541	90,369	28,823
6年	17,632	95,496	27,081
9年	16,640	96,183	29,190
11年	17,326	110,959	29,394
14年	15,941	108,903	25,433
16年	15,310	105,934	25,169
19年	14,008	103,138	25,166
24年	13,520	105,169	21,650

資料：県統計課「商業統計調査結果報告書」
総務省「平成24年経済センサス-活動調査」

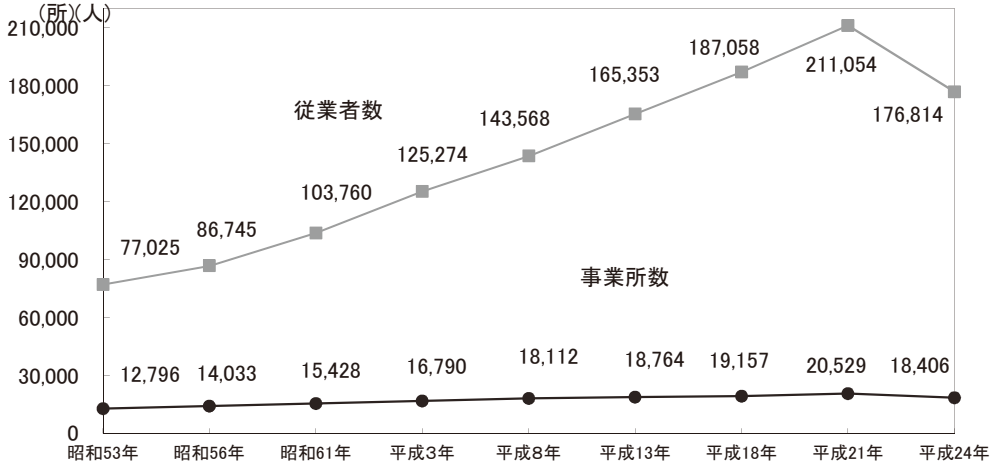


○ サービス業の事業所数・従業者数推移

	昭和53年	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成21年	平成24年
事業所数(所)	12,796	14,033	15,428	16,790	18,112	18,764	19,157	20,529	18,406
従業者数(人)	77,025	86,745	103,760	125,274	143,568	165,353	187,058	211,054	176,814

資料:総務省「事業所・企業統計調査」(~H18)
 「経済センサス基礎調査」(H21)
 「経済センサス活動調査」(H24)

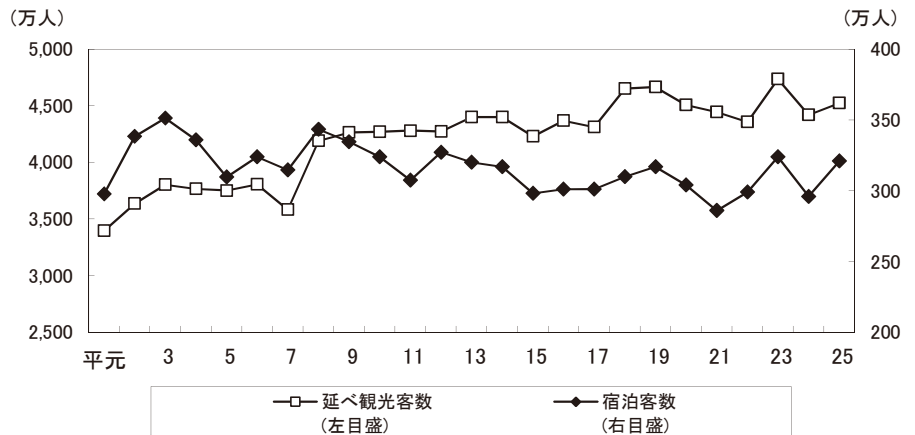
※平成24年経済センサス活動調査は、事業所・企業統計調査および平成21年経済センサス基礎調査とは一部調査手法が異なるため、単純に増減の比較はできない。



○ 観光客数の推移

(単位: 万人)

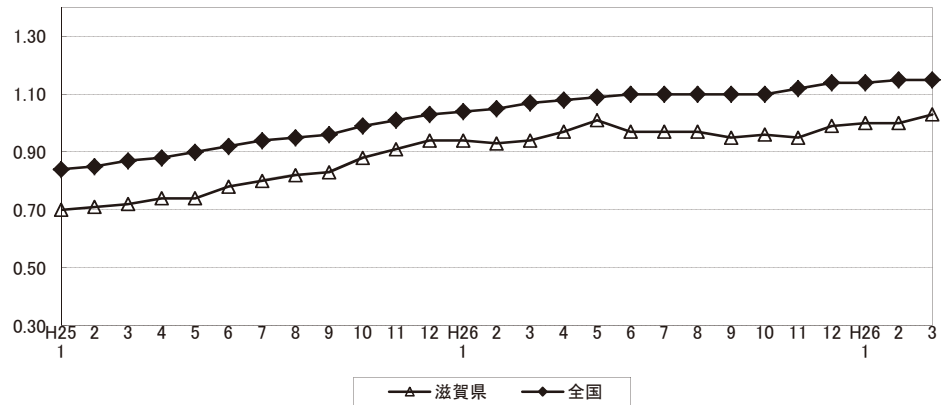
年	延べ観光客数	宿泊客数
平元	3,397	298
2	3,635	338
3	3,803	351
4	3,767	336
5	3,751	310
6	3,806	324
7	3,583	315
8	4,191	343
9	4,264	334
10	4,271	324
11	4,279	307
12	4,271	327
13	4,399	320
14	4,399	317
15	4,229	298
16	4,368	301
17	4,312	301
18	4,650	310
19	4,666	317
20	4,507	304
21	4,445	286
22	4,357	299
23	4,736	324
24	4,419	296
25	4,523	321



資料:県観光交流局「平成25年滋賀県観光入込客統計調査書」

○ 有効求人倍率（季節調整済）

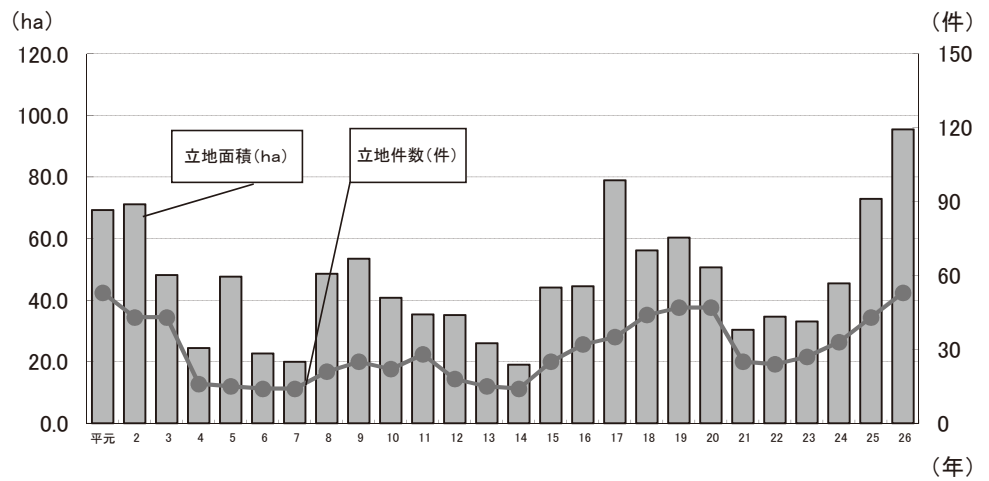
	滋賀県	全国
	倍	
H25 1	0.70	0.84
2	0.71	0.85
3	0.72	0.87
4	0.74	0.88
5	0.74	0.90
6	0.78	0.92
7	0.80	0.94
8	0.82	0.95
9	0.83	0.96
10	0.88	0.99
11	0.91	1.01
12	0.94	1.03
H26 1	0.94	1.04
2	0.93	1.05
3	0.94	1.07
4	0.97	1.08
5	1.01	1.09
6	0.97	1.10
7	0.97	1.10
8	0.97	1.10
9	0.95	1.10
10	0.96	1.10
11	0.95	1.12
12	0.99	1.14
H26 1	1.00	1.14
2	1.00	1.15
3	1.03	1.15



資料：滋賀労働局「一般職業紹介状況」

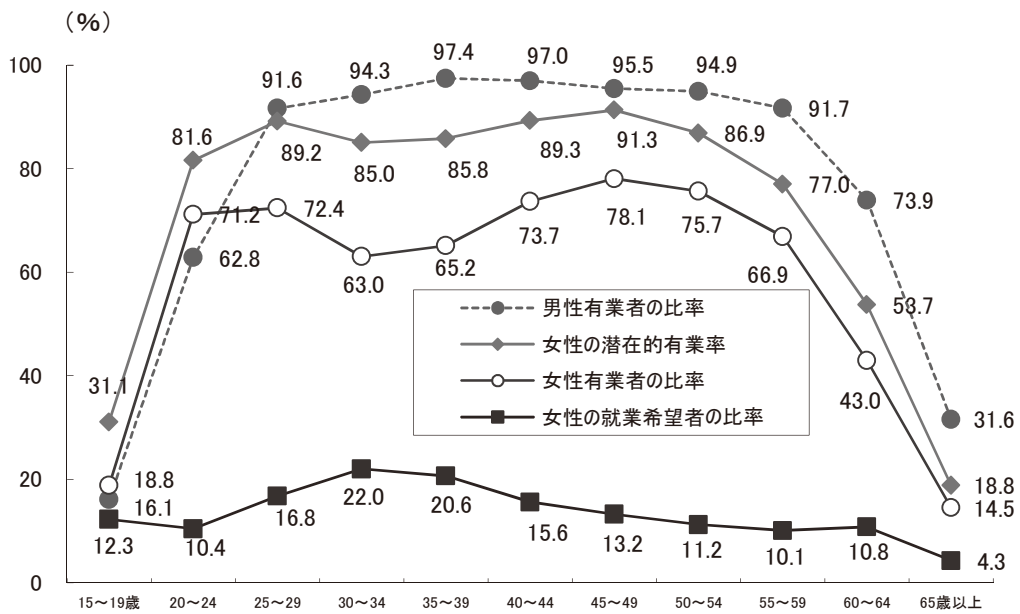
○ 工場立地動向（研究所を含む）

	総件数	総敷地面積
平元	53	69.3
2	43	71.2
3	43	48.2
4	16	24.5
5	15	47.6
6	14	22.7
7	14	20.0
8	21	48.6
9	25	53.5
10	22	40.8
11	28	35.4
12	18	35.2
13	15	26.0
14	14	19
15	25	44.1
16	32	44.5
17	35	79.0
18	44	56.2
19	47	60.3
20	47	50.7
21	25	30.4
22	24	34.6
23	27	33.1
24	33	45.5
25	43	72.9
26	53	95.5



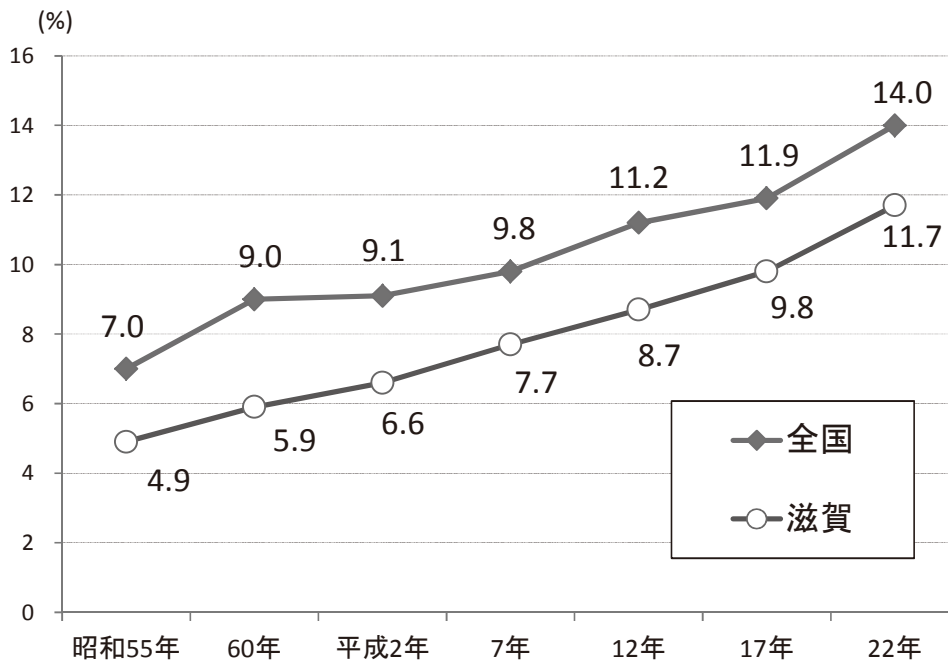
資料：経済産業省「工業立地動向調査」

○年齢階級別・男女別有業率（滋賀県）



資料：総務省「平成 24 年就業構造基本調査」

○管理的職業に従事する者に占める女性の割合（滋賀県・全国）



資料：総務省「国勢調査」

商工観光労働行政施策・予算の概要

平成27年4月 発行

滋賀県商工観光労働部

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号



古紙パルプ100%再生紙を試用しています (本文)